

「第2期神戸市バリアフリー基本構想」 検証等実施報告書

令和 7年 10月

神 戸 市

目 次

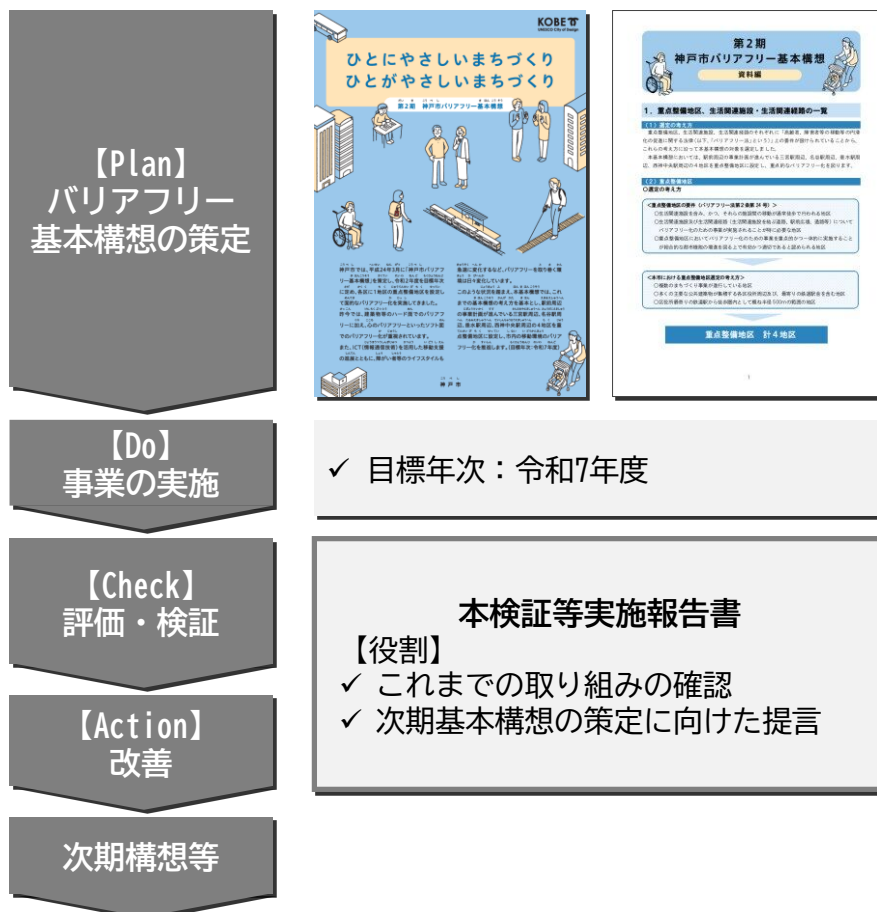
序. はじめに	1
1. 神戸市バリアフリー基本構想の概要	2
(1) バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想	2
(2) 本市における基本構想の位置づけ	3
(3) 本基本構想の理念と基本方針	4
(4) 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定について	5
1) 重点整備地区	5
2) 生活関連施設	7
3) 生活関連経路	9
4) 重点整備地区図	12
(5) 取り組み事業について	14
2. これまでの取り組み	15
(1) 実施過程	15
1) 推進体制における実績	15
2) 計画の変更状況	16
(2) 事業進捗の検証	17
1) 地区別の取り組み実績	17
2) 市域全体にかかる取り組み実績	26
3) 心のバリアフリーに関する取り組み実績	31
(3) 事業が完了した重点整備地区について	40
3. まとめ	44
(1) これまでの取り組みの総括	44
(2) バリアフリー化に関する社会的動向	44
(3) 次期神戸市バリアフリー基本構想の策定に向けて	46

序. はじめに

神戸市では、高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動し、暮らすことのできるまちの実現を目指し、令和4年3月に「第2期神戸市バリアフリー基本構想」を策定しました。

本構想では、駅前の再整備などが進む三宮・名谷・垂水・西神中央の4地区を重点整備地区として位置づけ、地区内にある生活関連施設（公共交通機関およびその周辺の公共施設・公園など）と、それらを結ぶ生活関連経路（道路など）について、面的かつ一体的にバリアフリー化を推進するための具体的な事業内容を定めています。

本報告書は、構想に基づいて、これまでに実施してきた各種事業の進捗状況や成果について検証を行い、その結果を取りまとめました。あわせて、今後のバリアフリー施策をより効果的に進めていくための課題や方向性についても整理しています。



図：第2期神戸市バリアフリー基本構想の取り組みの流れ

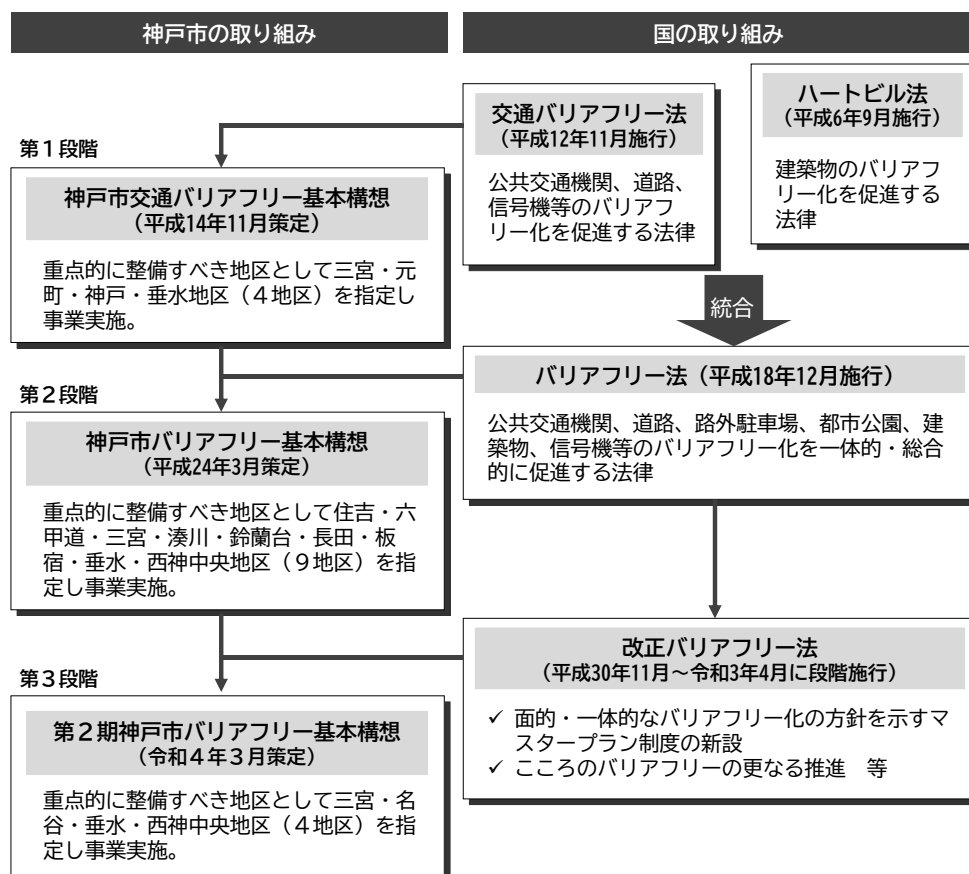
1. 神戸市バリアフリー基本構想の概要

(1) バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想

国は、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）」を制定し、建築物のバリアフリー化の促進を図りました。その後、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）」を制定し、駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化の促進を図りました。

平成18年12月には、建築物や交通施設等のバリアフリー化をより一体的に推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という）が施行されました。また、平成30年・令和2年にはバリアフリー法が改正され、理念規程に「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を位置づけるなど、心のバリアフリーの更なる推進が図られました。

こうした国のバリアフリー施策の動向にあわせて、本市では、平成14年度から計画（基本構想）の策定と事業実施に取り組んできました。これまで、3段階の取り組みを進めており、第1段階として、平成14年11月に交通バリアフリー法に基づく「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。次に、平成24年3月には、バリアフリー法に基づく第1期構想として、「神戸市バリアフリー基本構想（以下、「第1期基本構想」という）」を策定しました。その後、計画期間の満了に合わせ、令和4年3月に「第2期神戸市バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という）」を策定し、事業に取り組んできました。

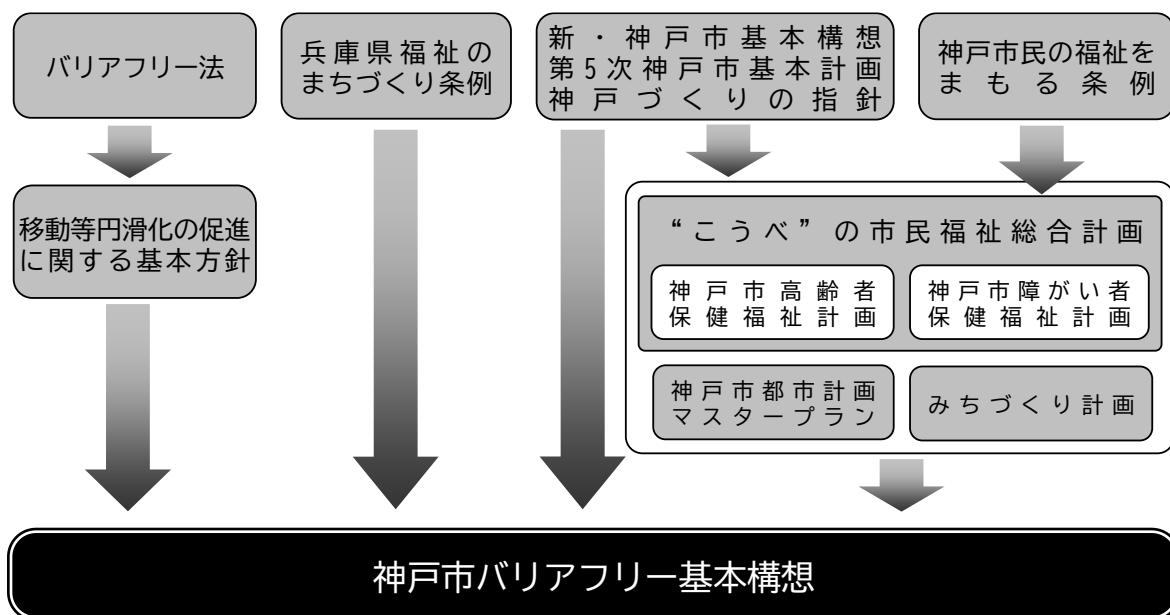


図：バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想の関連図

(2) 本市における基本構想の位置づけ

本基本構想は、本市の都市づくりの最上位計画となる「新・神戸市基本構想（平成5年策定）」や、その目標年次である2025年（令和7年）に向けた、長期的な神戸づくりの方向性を示す「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」をはじめ、都市空間づくりにかかる部門別計画としての「都市計画マスタープラン」やこれからのみちづくりに関する指針などを定めた「みちづくり計画」との整合性を図っています。

さらに、「神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年制定）」及びこれに基づく「“こうべ”の市民福祉総合計画」、その分野別の計画としての「神戸市高齢者保健福祉計画」、「神戸市障がい者保健福祉計画」等、関係する各計画との整合性を図っています。



図：バリアフリー基本構想の位置づけ

(3) 本基本構想の理念と基本方針

「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」

本基本構想では「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」を理念とし、これを実現するために次の4つの基本方針により、バリアフリー化を進めてきました。

1. ユニバーサルデザインや神戸の特性に配慮した施設等の改善・整備

施設や経路のバリアフリー化では、神戸特有の地形特性を考慮しつつ、国の定めるバリアフリー基準に適合するよう努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、地区を利用する人々が安全で快適に目的地へ到達し施設を利用できる環境をつくりまします。

2. 多様でわかりやすい適切な情報の提供

障がい者をはじめ、さまざまな利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、国際観光都市として、外国人や初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組みます。

3. 施設の職員および市民による心のバリアフリーの推進

施設の職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、さまざまな障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また市民は、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪をしないことなど、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することができるよう心のバリアフリーを推進します。

4. 持続的に取り組むバリアフリー

基本構想策定後も、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）させていくことが重要です。本基本構想においても、整備状況の確認・検証を行い、そして状況に応じて基本構想を改善するなど、柔軟かつ持続的な取り組みを進めます。

（４）重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定について

バリアフリー法では、基本構想を作成する場合、市町村は、高齢者・障がい者などが日常よく利用する施設（生活関連施設）が集積する地域において、施設及び、それら施設を結ぶ経路（生活関連経路）のバリアフリー化が特に必要な区域を、地域の実情に応じて重点整備地区として定めることとされています。

本基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について、以下の考え方に沿って選定しました。

１）重点整備地区

<重点整備地区の要件（バリアフリー法第2条第24号）>

- 生活関連施設を含み、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等）についてバリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 重点整備地区においてバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

<本市における重点整備地区選定の考え方>

- 複数のまちづくり事業が進行している地区
- 多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺及び、最寄りの鉄道駅舎を含む地区
- 区役所最寄りの鉄道駅から徒歩圏内として概ね半径 500mの範囲の地区

重点整備地区 計4地区 (第2期基本構想)

重点整備地区	区	中心とする駅
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅
名谷地区	須磨区	地下鉄名谷駅
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅
西神中央地区	西 区	地下鉄西神中央駅

（参考）第１期の基本構想で設定した重点整備地区について

これまでの基本構想で設定した以下の重点整備地区について、施設や経路のバリアフリー化を実施してきました。また、これらの取り組みは定期開催している神戸市バリアフリー推進会議にて検証を行い、おおむねの事業完了を確認しました。

このため、第１期の基本構想で設定した重点整備地区は、完了地区として新たな事業設定は行わないものとしませんが、残された事業の進捗管理を引き続き行うとともに、大規模な事業計画等が計画された際には再度事業設定を行うこととしています。

重点整備地区	区	中心とする駅
住吉地区	東灘区	JR 住吉駅、新交通住吉駅
六甲道地区	灘 区	JR 六甲道駅
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅
湊川地区	兵庫区	神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅
鈴蘭台地区	北 区	神戸電鉄鈴蘭台駅
長田地区	長田区	神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅
西神中央地区	西 区	地下鉄西神中央駅

※神戸市バリアフリー基本構想（第１期基本構想・平成 24 年 3 月策定）

2) 生活関連施設

<本市における生活関連施設等選定の要件>

- 相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる旅客施設、建築物、路外駐車場
- 重点整備地区内にある都市公園、屋外の緊急避難場所となる公園
- 区役所最寄りの鉄道駅舎を中心とした概ね半径 500m以内に立地する主要な施設



<本市における生活関連施設選定の考え方>

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設
- 各区の区役所を中心とする市の主な施設、並びに公共建築物を中心に、床面積 2,000 m²以上の福祉・医療・文化教養施設、及び教育機関、その他上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設
- 他の生活関連施設と隣接するなど、一定の条件を満たす公共施設である公園・路外駐車場
- 民間施設については、床面積 2,000 m²以上の病院、または集配機能のある郵便局を選定

<その他の主要施設選定の考え方>

- 地域の施設としての役割が強く、地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい場合、生活関連経路では結ばないものの、バリアフリー化の必要性が高い施設



生活関連施設	計 41 施設
その他の主要施設	計 2 施設

※生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」（バリアフリー法第2条第23号イ）のことであり、高齢者・障がい者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など非常に幅広い施設が考えられます。そのため、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、具体的にどの施設を生活関連施設とするかは地域の実情を勘案して選定することが必要とされています。

<生活関連施設>

区 分			施 設
生活関連施設	鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅、地下鉄名谷駅、JR 垂水駅、山陽垂水駅、地下鉄西神中央駅
	官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	神戸市役所、新中央区役所、新北須磨支所、垂水区役所、新西区役所
	福祉施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	こうべ市民福祉交流センター
	医療施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの	三聖病院、神戸徳洲会病院、西神戸医療センター
	文化教養施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの	新中央区文化センター、市立博物館、こども本の森 神戸、北須磨文化センター、名谷図書館、垂水区文化センター、新垂水図書館、垂水年金会館、西区文化センター、西神中央ホール、新西図書館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	東遊園地、みなとのもり公園
	路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	三宮駐車場、三宮中央通り駐車場、レバンテ垂水駐車場、プレンティ第 2 駐車場
	その他	床面積 2,000 ㎡以上の集配機能のある郵便局 その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	磯上体育館、須磨北郵便局、新垂水体育館、神戸西郵便局
主その他の施設の	公園	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	落合中央公園、西神中央公園

※生活関連施設は生活関連経路で結ぶ必要がありますが、上記の公園、路外駐車場は地域の施設としての役割が強く、現在選定されている生活関連施設との徒歩移動は見込みにくいいため、「その他の主要施設」と位置付けています。

3) 生活関連経路

<生活関連経路選定の要件（バリアフリー法第2条第1項第23号ロ）>

○生活関連施設相互間の経路

<本市における主要な生活関連経路選定の考え方>

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、目標年次の令和7(2025)年度までに高齢者、障がい者等の円滑な移動等を確保できる経路（概ね道路移動等円滑化基準を満たす経路）

<本市における準生活関連経路選定の考え方>

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路

<本市におけるその他の生活関連経路の考え方>

○物理的な整備課題等があり、当面の整備は困難であるが、生活関連施設間を結ぶ経路として今後も課題解決に向けた検討を必要とする経路

主要な生活関連経路	4地区	41経路	計	8,610m
準生活関連経路	3地区	5経路	計	1,510m
その他の生活関連経路	1地区	1経路	計	170m

<生活関連経路等【三宮地区】>

番号	路 線 名 等	管理者	経路区分	延長(m)
1	若菜神戸駅線	神戸市	準	260
2	葺合南 150 号線		主要	210
3	新神戸停車場線（東側）		主要	630
4	神戸明石線（北側）		主要	370
5	神戸明石線（南側）		主要	370
6	国道 2 号	国土交通省	主要	200
7	葺合南 34 号線	神戸市	主要	210
8	国道 2 号	国土交通省	主要	230
9	葺合南 31 号線	神戸市	主要	150
10	葺合南 50 号線		主要	130
11	葺合南 27 号線		主要	110
12	磯辺線		主要	80
13	磯辺線		主要	410
14	国道 2 号	国土交通省	主要	180
15	新神戸停車場線（西側）	神戸市	主要	960
16	三宮中央通り線		主要	190
17	京橋線		主要	60
18	京橋線（京町線）		主要	350
19	花時計線		主要	60
20	東町線		主要	130
21	新神戸停車場線（東側）		主要	100

<生活関連経路等【名谷地区】>

番号	路 線 名 等	管理者	経路区分	延長(m)
1	落合環状線	神戸市	準	600
2	落合中央線		主要	110
3	中落合 7 号線		主要	40
4	中落合 7 号線～名谷駅北口駅前広場を結ぶ経路		主要	120
5	名谷駅南出口～名谷図書館・新北須磨支所を結ぶ経路		主要	160
6	落合中央線		主要	220
7	名谷環状線		主要	120
8	西落合 1 号線		主要	190

経路区分の凡例

主要 ： 主要な生活関連経路を示す。

準 ： 準生活関連経路を示す。

その他：その他の生活関連経路を示す。

<生活関連経路等【垂水地区】>

番号	路 線 名 等	管理者	経路区分	延長 (m)
1	西垂水 57 号線	神戸市	主要	110
2	天神川垂水駅福田川線（北側）		主要	120
3	天神川垂水駅福田川線（南側） 西垂水 6 号線～新垂水図書館を結ぶ経路		準	220
4	PLIC0 垂水内通路	民間	その他	170
5	西垂水 64 号線	神戸市	主要	50
6	ウエステ垂水通路		主要	140
7	商大線		主要	350
8	垂水停車場線		準	70
9	国道 2 号	国土交通省	主要	450
10	国道 2 号～新垂水体育館を結ぶ経路	神戸市	準	360

<生活関連経路等【西神中央地区】>

番号	路 線 名 等	管理者	経路区分	延長 (m)
1	パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路	神戸市	主要	220
2	パークアベニュー～西神戸医療センターを結ぶ経路		主要	270
3	プレンティ広場に面した経路		主要	120
4	西神中央駅東口駅前広場		主要	80
5	糺台 90 号線		主要	190
6	西神中央駅西口構外通路		主要	60
7	西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路		主要	140
8	西神中央駅西口駅前広場		主要	220

経路区分の凡例

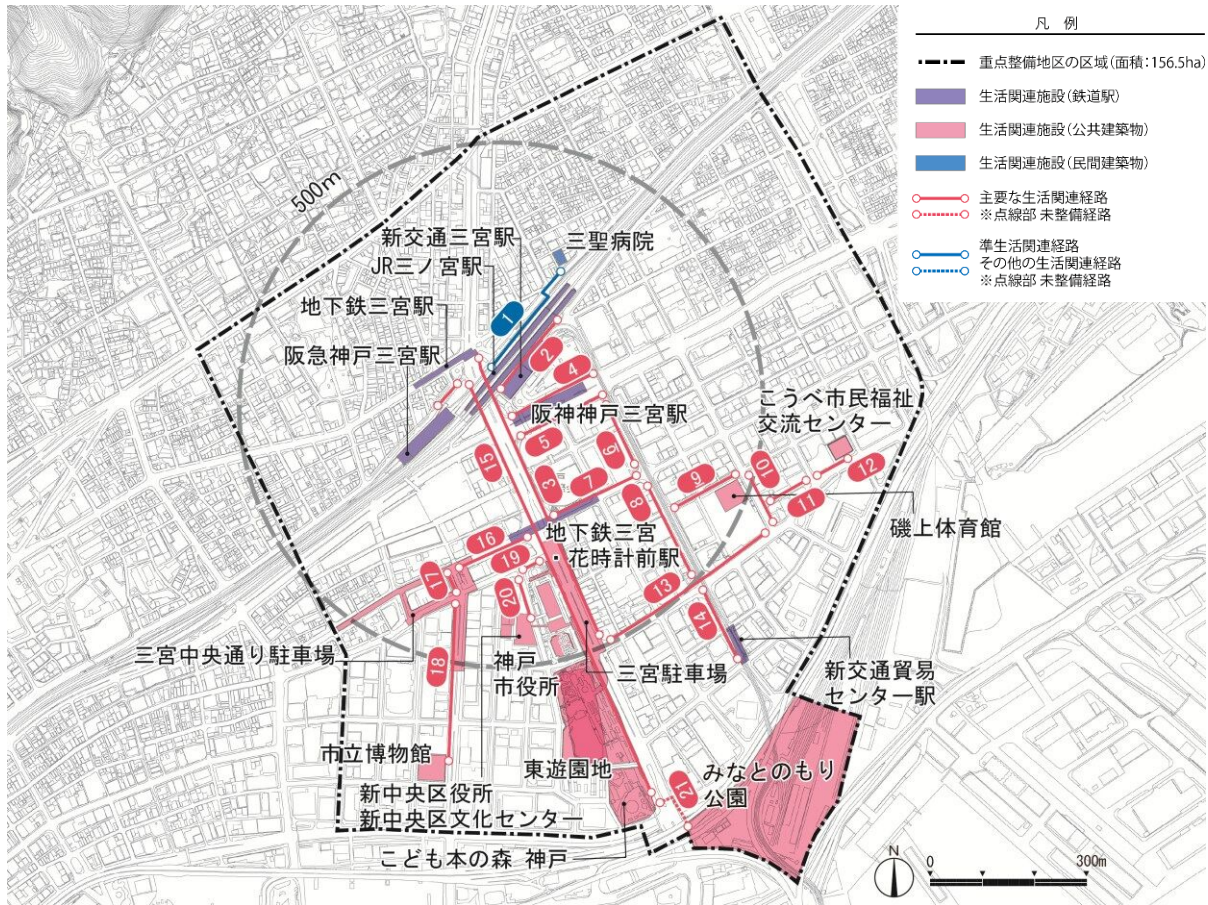
主要 ： 主要な生活関連経路を示す。

準 ： 準生活関連経路を示す。

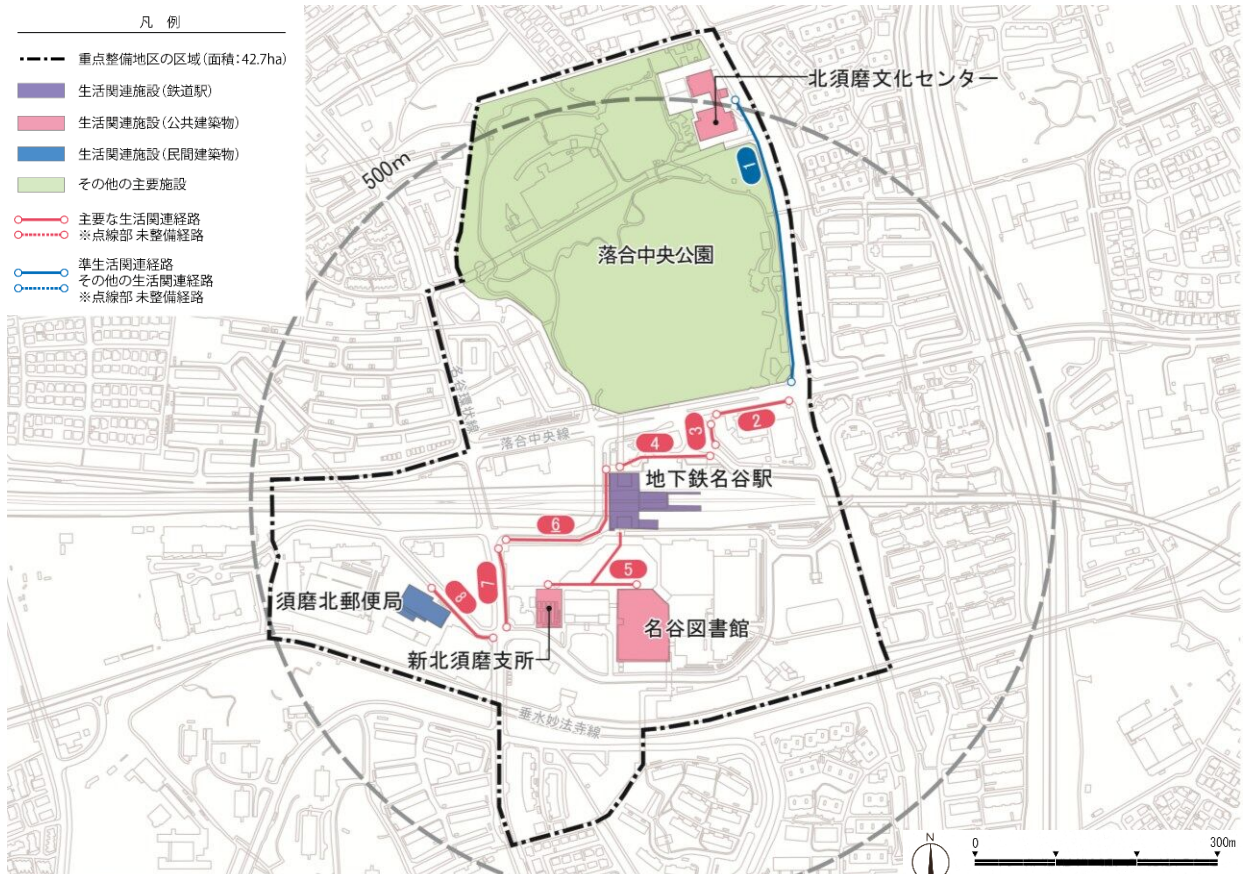
その他：その他の生活関連経路を示す。

4) 重点整備地区図

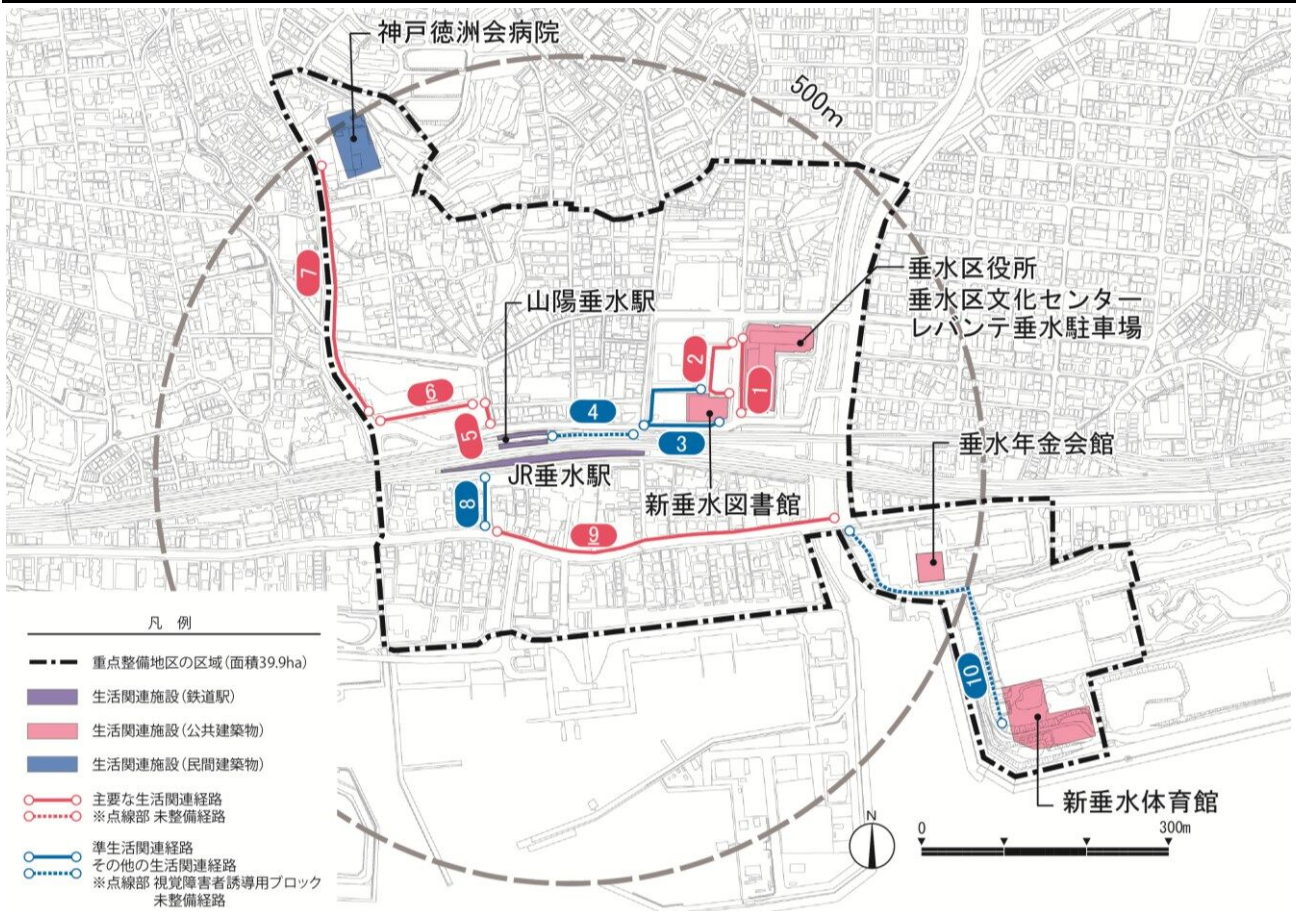
【三宮地区】



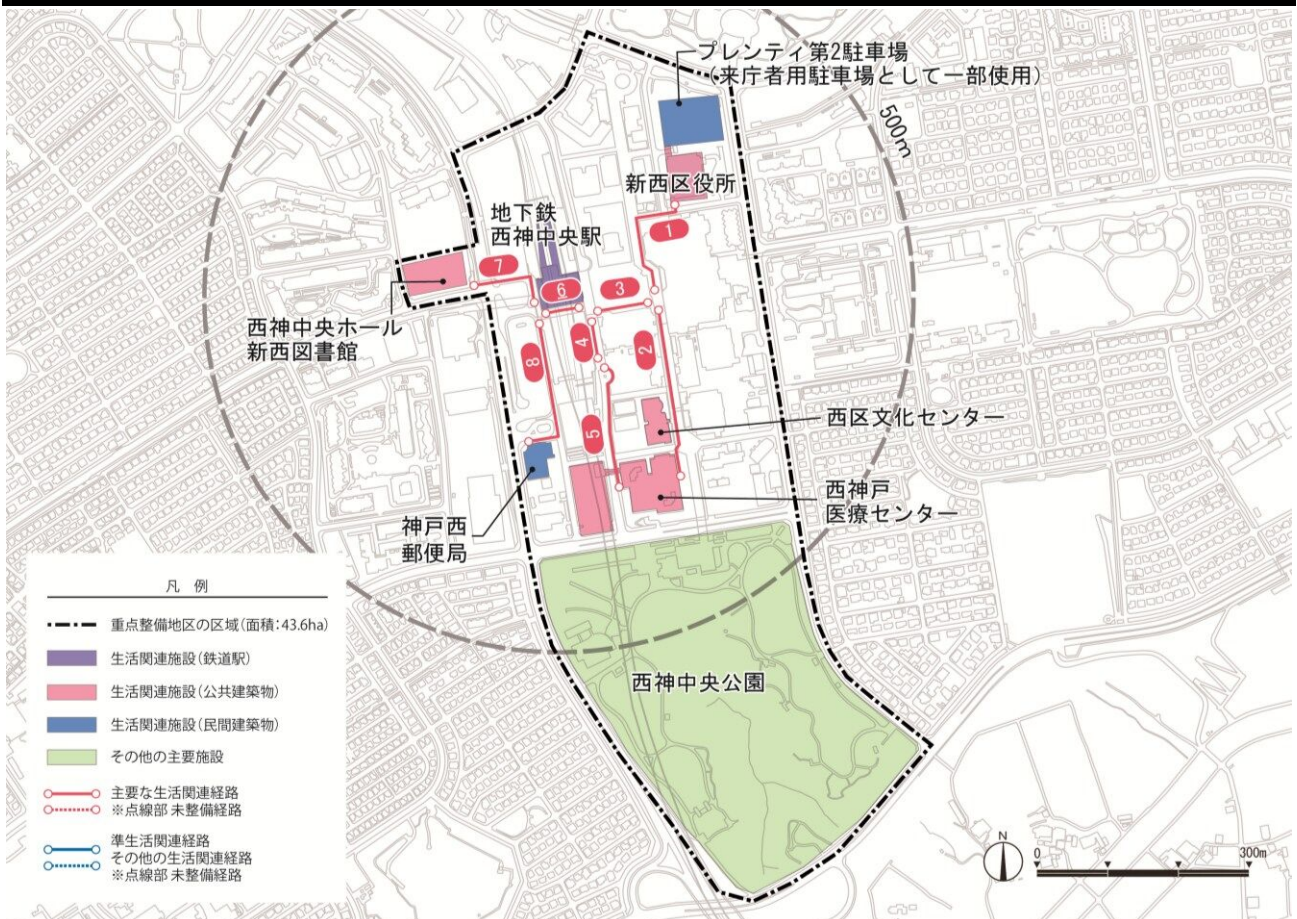
【名谷地区】



【垂水地区】



【西神中央地区】



（５）取り組み事業について

第２期神戸市バリアフリー基本構想では、基本方針に基づき、重点整備地区における集中的な取り組みと、心のバリアフリー事業を中心とした全市的な取り組みを実施しました。

事業の実施にあたっては、施設整備の際に準拠すべき基準等を参考に、具体的な整備内容を定めるとともに、地域住民や当事者等の意見を反映するため、地区別アンケート調査等※を実施しました。その結果をもとに、バリアフリー化に必要な事業を整理し、施設管理者等との協議を経て事業を設定しました。

重点整備地区における取り組み	全市的な取り組み
✓ 旅客施設のバリアフリー化 （ホーム柵設置） ✓ 建築物のバリアフリー化 ✓ 都市公園のバリアフリー化 ✓ 道路等のバリアフリー化 （点字ブロック整備、歩道拡幅等） 地区ごとの集中的・一体的な 取り組みの実施	✓ 職員研修（公共交通事業者） ✓ バリアフリー車両の導入 （路線バス・タクシー） ✓ 信号機の改善 ✓ 放置自転車対策 ✓ 心のバリアフリー教育 ✓ マナー意識向上に関する取り組み ✓ バリアフリー関連情報の発信

図：取り組み事業の全体像

※本来であれば実際にまち歩きを実施し、ご意見をいただく予定でしたが、基本構想策定時には新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各地区の現況をまとめた動画を用いてまち歩きに代え、アンケートでご意見を伺いました。

2. これまでの取り組み

(1) 実施過程

1) 推進体制における実績

本基本構想では、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み（スパイラルアップ）の実践を一つのテーマとして掲げています。

このため、市民、施設設置管理者、関係行政機関等で構成する「神戸市バリアフリー推進会議」※を毎年度開催し、整備目標の進捗確認、計画の見直し、新たな動きの情報共有等、本市のバリアフリー化推進に努めました。

実施年	内容
(令和4年度) 令和5年 1月24日	●新垂水図書館移転にかかる生活関連経路の追加について ●各種報告・意見交換 ・神戸市バリアフリー基本構想の進捗 ・（仮称）連絡ロビー・エネルギー施設の概要 ・インクルーシブ遊具の整備及び学校現場での福祉教育について ・三宮駅南側の再整備と公共動線の計画について ・神戸2024 世界パラ陸上競技選手権大会の意見交換会を踏まえた対応策 ●神戸市視覚障害者福祉協会からの意見提出 ・音響式信号機の設置について
(令和5年度) 令和5年 12月1日	●各種報告・意見交換 ・神戸市バリアフリー基本構想の進捗 ・新北須磨支所・新垂水図書館移転に併せたバリアフリー整備について ・トイレ整備における留意事項 ・鉄道駅舎における内方線付き点状ブロックについて ・改正障害者差別解消法の施行について ●神戸市視覚障害者福祉協会からの意見提出 ・高齢者・視覚障害者用 LED 付音響装置について ・「ナビタグ」の普及について
(令和6年度) 令和6年 12月20日	●各種報告・意見交換 ・神戸市バリアフリー基本構想の進捗 ・神戸市×WheeLog! バリアフリーマップについて ・こうべ・だれでもトイレについて ・都心三宮の工事に伴う影響について ・西神中央駅前広場・バスロータリー等の再整備について ●神戸市視覚障害者福祉協会、神戸市聴力言語障害者福祉協会からの意見提出 ・市営地下鉄各駅の改札における IC カード読み取り装置について ・コンビニ内のキオスク端末におけるタッチパネルについて ・鉄道駅におけるモニター付インターホンの設置、問合せ窓口への FAX・メールフォーム併記について ・公共施設へのフラッシュライト・電光掲示板設置について ・手話啓発講座や手話研修の実施について

※バリアフリー法第26条に基づき、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施にかかる連絡調整を行うため、学識経験者、市民の代表、関係する施設設置管理者等により構成される組織であり、本市では、平成23年8月に設置しました。

2) 計画の変更状況

定期的な検証活動の中で地域の実情を勘案し、以下のとおり計画を見直しました。

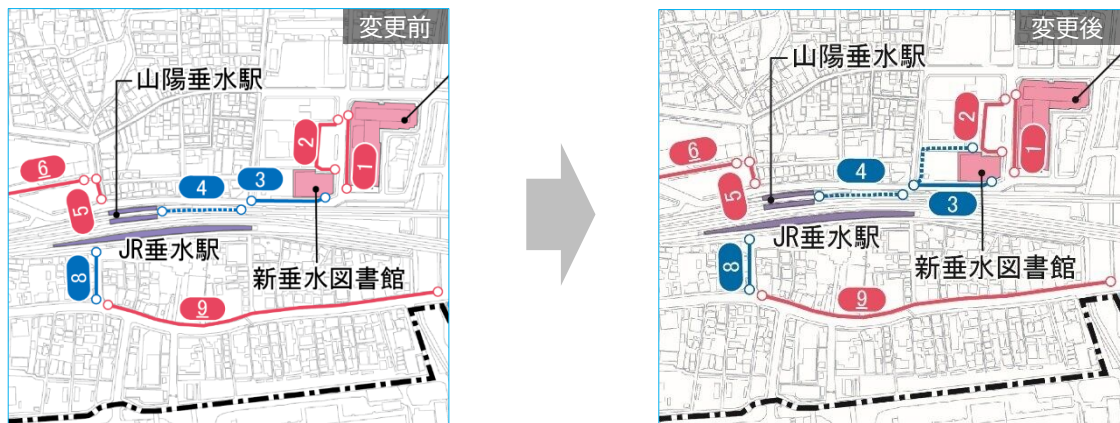
<垂水地区における変更内容>

準生活関連経路のルート追加

- ・新垂水図書館の整備計画進行に伴い、ルートを追加しました。

経路3：天神川垂水駅福田川線（南側）

西垂水6号線～新垂水図書館を結ぶ経路 110m の追加



図：垂水地区の変更内容

(2) 事業進捗の検証

本基本構想では重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路について、高齢者・障がい者等の当事者からの意見や準拠すべき基準をもとに、施設設置管理者と協議のうえ施設別の具体的な事業を設定しています。また、神戸市全域にかかる事業や心のバリアフリーを推進するソフト事業を併せて設定しています。

本項目では上記の事業について、基本構想の目標年次である令和7年度末までの進捗状況を「1) 地区別の取り組み実績」「2) 市域全体にかかる取り組み実績」「3) 心のバリアフリーに関する取り組み実績」にまとめました。

1) 地区別の取り組み実績

地区別の取り組み実績は、施設別に設定した整備目標（事業内容）の進捗状況を以下の分類で整理します。

【進捗状況の表記について】

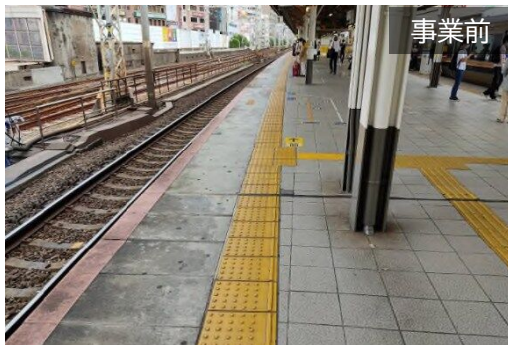
《進捗状況の表記》

進捗状況欄：「済」	令和8年3月末時点で取り組み済みのもの
：「済(予定)」	令和8年3月末時点で完了予定のもの
：「未」	令和8年3月末時点で未着手のもの
：「実施中」	令和8年3月末時点で取り組み中のもの
：「継続」	取り組みを継続しているもの
：「済・継続」	当初計画した取り組みを実施済みであるものの、取り組みを継続しているもの

【三宮地区】

施設名	実施事業	進捗状況
<旅客施設>		
JR 三ノ宮駅	ホーム柵の整備（1・4 番乗り場）	済
<建築物>		
新中央区役所	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
神戸市役所（連絡棟）	建物の改築に併せたバリアフリー整備	済
新中央区文化センター	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
こども本の森 神戸	建物の新築に併せたバリアフリー整備	済
磯上体育館	建物の新築に併せたバリアフリー整備	済
<都市公園>		
東遊園地	公園の再整備に併せたバリアフリー整備	済
<道路等>		
国道 2 号（経路 8）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
葺合南 31 号線 （経路 9）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
	歩道の拡幅	済
花時計線（経路 19）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
東町線（経路 20）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
新神戸停車場線（経路 21）	税関前歩道橋の架け替え	未

●JR 三ノ宮駅：ホーム柵の整備（1・4 番乗り場）



事業前



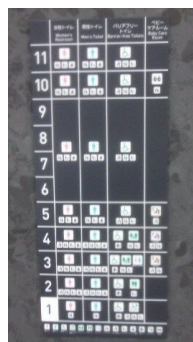
事業後



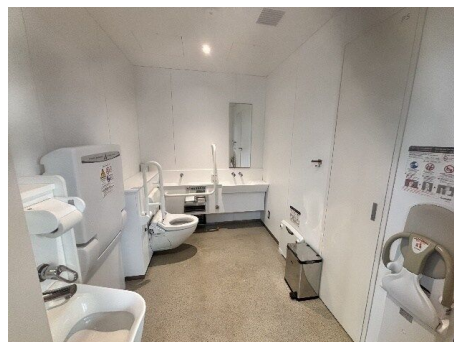
●新中央区役所・新中央区文化センター：建物の移転に併せたバリアフリー整備



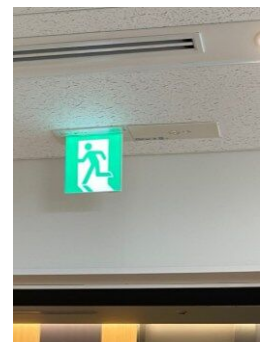
外観



各階トイレ案内図

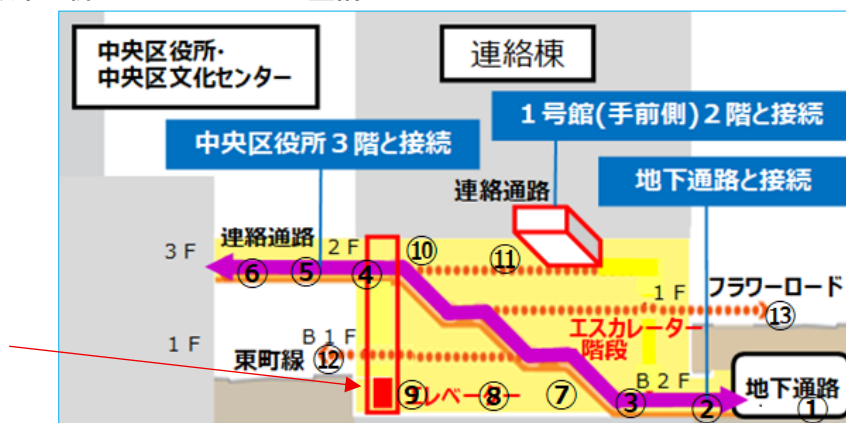


バリアフリースイレ

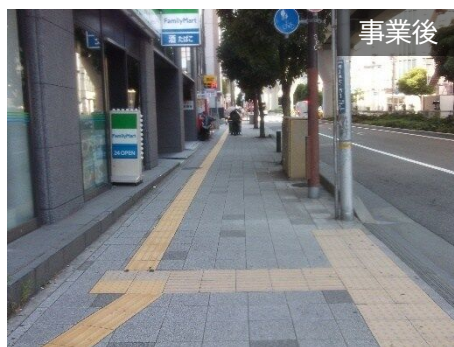


点滅機能を有する避難口誘導灯

●神戸市役所（連絡棟）：建物の改築に併せたバリアフリー整備



●国道2号（経路8）：視覚障害者誘導用ブロックの整備



●葺合南31号線（経路9）：視覚障害者誘導用ブロックの整備・歩道の拡幅



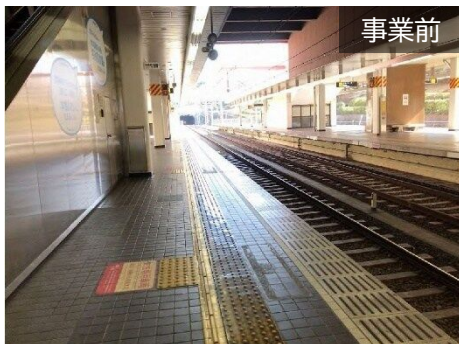
●東町線（経路20）：視覚障害者誘導用ブロックの整備



【名谷地区】

施設名	実施事業	進捗状況
<旅客施設>		
地下鉄名谷駅	ホームドアの整備	済
<建築物>		
新北須磨支所	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
<都市公園>		
落合中央公園	公園の再整備に併せたバリアフリー整備	済
<道路等>		
落合環状線（経路 1）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済(予定)
落合中央線（経路 2）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済(予定)
中落合 7 号線（経路 3）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済(予定)
	駅前広場の再整備	実施中
中落合 7 号線～名谷駅北口駅前広場を結ぶ経路（経路 4）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	実施中
	駅前広場の再整備	実施中
名谷駅南出口～名谷図書館・新北須磨支所を結ぶ経路（経路 5）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
名谷環状線（経路 7）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
西落合 1 号線（経路 8）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済

●地下鉄名谷駅：ホームドアの整備



事業前

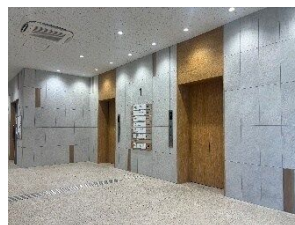


事業後

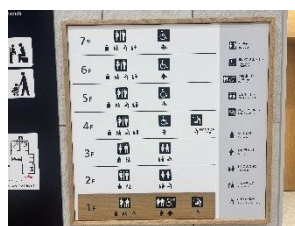
●新北須磨支所：建物の移転に併せたバリアフリー整備



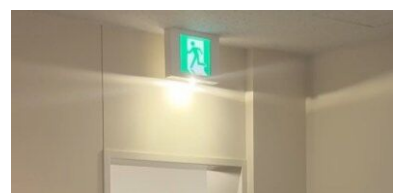
外観



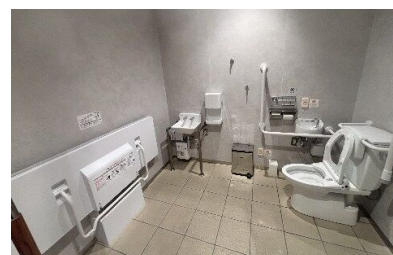
エレベーター



トイレ案内図



点滅機能を有する避難口誘導灯



バリアフリースイレ

●落合中央公園：公園の再整備に併せたバリアフリー整備(インクルーシブ遊具の設置)

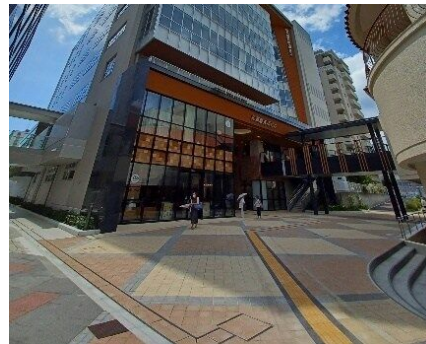


回転遊具・クッション遊具



ブランコ

●名谷駅南出口～名谷図書館・北須磨支所を結ぶ経路（経路 5）：視覚障害者誘導ブロックの設置



●名谷環状線（経路 7）：視覚障害者誘導用ブロックの整備

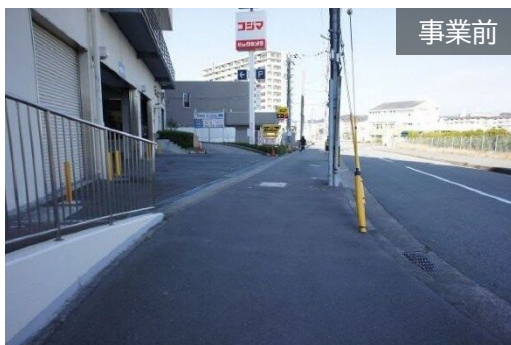


事業前



事業後

●西落合 1 号線（経路 8）：視覚障害者誘導用ブロックの整備



事業前

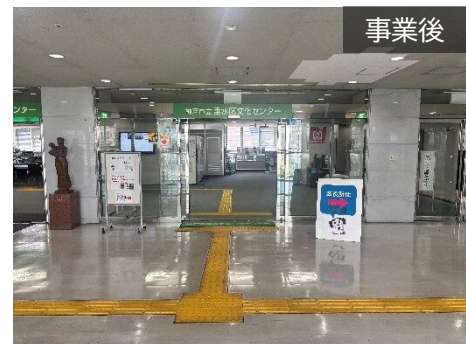


事業後

【垂水地区】

施設名	実施事業	進捗状況
<建築物>		
神戸徳洲会病院	建物の移転に併せたバリアフリー整備	未
垂水区文化センター	視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS 規格化	済
新垂水図書館	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
垂水年金会館	施設の整備に併せたトイレのバリアフリー整備	済
新垂水体育館	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
<道路等>		
国道 2 号～新垂水体育館を結ぶ経路（経路 10）	視覚障害者誘導用ブロックの整備	未
	照明灯の設置	済
	舗装の改修	済

●垂水区文化センター：視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS 規格化



●新垂水図書館：建物の移転に併せたバリアフリー整備



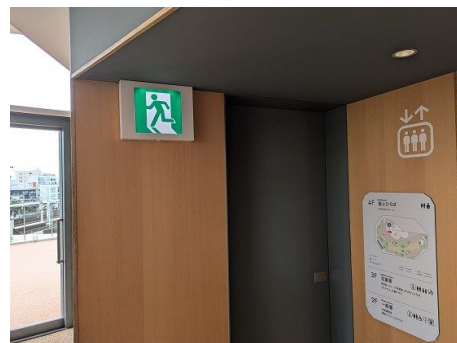
外観



車椅子使用者用駐車スペース



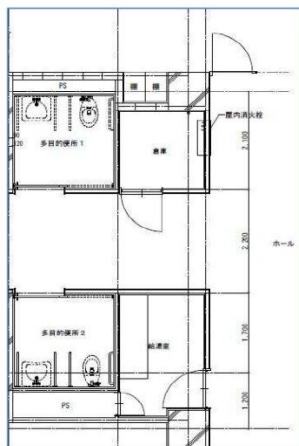
バリアフリースイートイレ



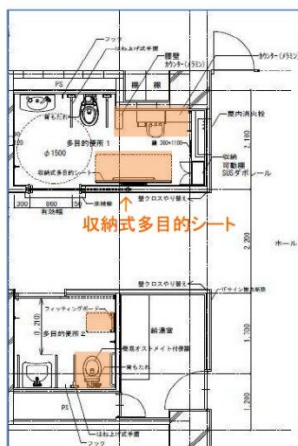
点滅機能を有する避難口誘導灯

●垂水年金会館：施設の整備に併せたトイレのバリアフリー整備

設計図（施工前）



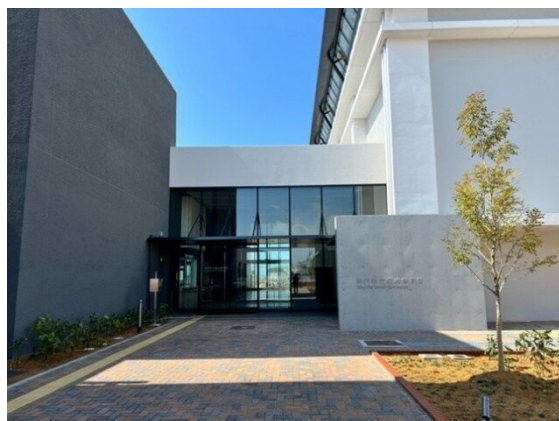
（施工後）



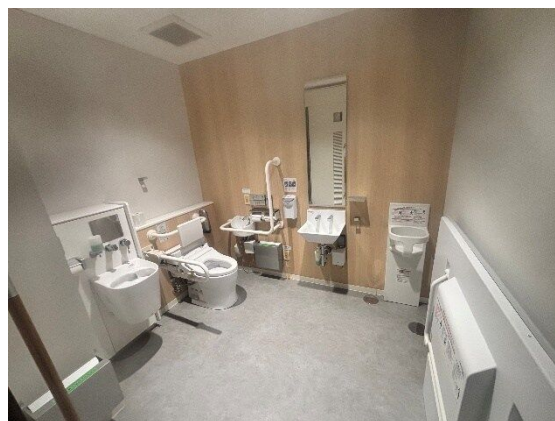
バリアフリートイレ

※その他、１・３・４階の和式トイレの洋式化や館内エレベーターの更新工事を実施

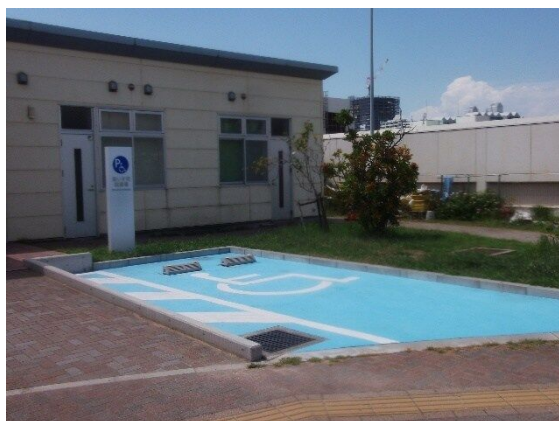
●新垂水体育館：建物の移転に併せたバリアフリー整備



外観



バリアフリートイレ



障がい者用駐車スペース

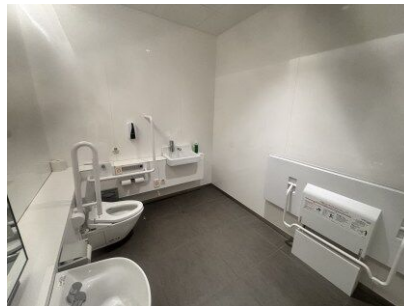
【西神中央地区】

施設名	実施事業	進捗状況
<建築物>		
新西区役所	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
西神中央ホール	建物の新築に併せたバリアフリー整備	済
新西図書館	建物の移転に併せたバリアフリー整備	済
<道路等>		
パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路（経路1）	デッキ接続部へのエレベーター整備	済
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
	キャノピー（屋根）の整備	済
プレンティ広場に面した経路（経路3）	デッキ接続部へのエレベーター整備	済
西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路（経路7）	デッキ接続部へのエレベーター整備	済
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
	第2センターブリッジの架け替え	済

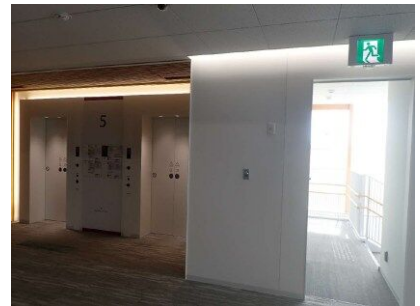
●新西区役所：建物の移転に併せたバリアフリー整備



外観



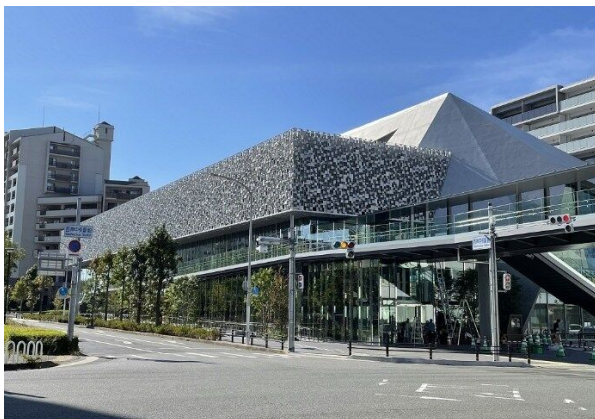
バリアフリースイレ



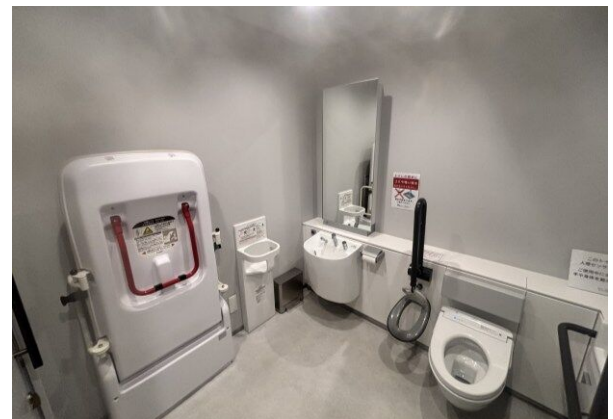
点滅機能を有する避難口誘導灯

●西神中央ホール：建物の新築に併せたバリアフリー整備

●新西図書館：建物の移転に併せたバリアフリー整備

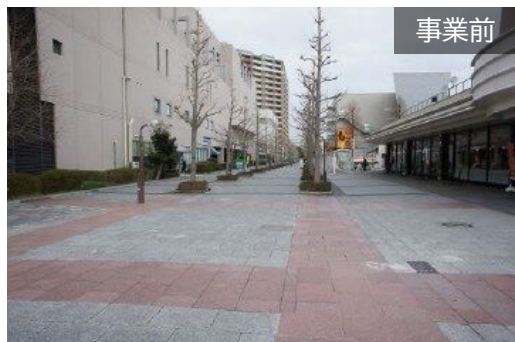


外観



バリアフリースイレ

●パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路（経路1）：デッキ接続部へのエレベーター整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、キャノピー（屋根）の整備



事業前



事業後



事業前



事業後

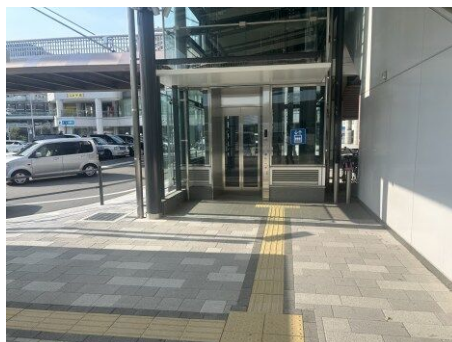
●西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路（経路7）：デッキ接続部へのエレベーター整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、第2センターブリッジの架け替え



事業前



事業後



新設エレベーター

2) 市域全体にかかる取り組み実績

① 鉄道事業者

- ・各事業者において、駅係員等への継続した教育活動が実施されています。

鉄道事業者の取り組み状況

分類	実施事業	進捗状況
西日本旅客鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施、介助技術教育の実施	継続
阪急電鉄株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施	継続
阪神電気鉄道株式会社	職員のバリアフリーに関する接客教育の実施	継続
山陽電気鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施	継続
神戸電鉄株式会社	研修会等参加による職員の意識改革の実施	継続
神戸新交通株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施	継続
神戸市交通局	交通バリアフリー研修の実施	継続

【西日本旅客鉄道株式会社の取り組み】

- ・バリアフリーマニュアルに基づき、各駅社員を対象とした教育を年1回の頻度で実施。
- ・サービス介助士の資格取得を進め、各駅半数以上が資格保有者となっている。



「サービス介助士」育成の様子

【阪急電鉄株式会社の取り組み】

- ・インスタントシニア体験学習の実施（入社時、車掌・運転士昇格時）。
- ・サービス介助士の取得推進。
累計取得者数 1,652 名（2024 年 10 月末時点）
2024 年度中の取得予定者数 100 名



インスタントシニア体験学習
（実施学習）の様子

【阪神電気鉄道株式会社の取り組み】

- ・春の全国交通安全運動などの期間中にバリアフリー接客教育を実施。
- ・サービス介助士の講習を受講し、運輸部門の現業に携わる全ての職員が資格を保有。

【山陽電気鉄道株式会社の取り組み】

- ・駅係員、乗務員等に対して年1回の接客研修を実施。
- ・乗降補助に関する研修を実施。
- ・サービス介助士の資格取得にかかる経費の負担。



接客研修の様子

【神戸電鉄株式会社の取り組み】

- ・みんなの声掛け運動出前講座（兵庫県身体障害者福祉協会）への参加（新入社員を対象に実施）。
- ・交通事業者向けバリアフリー教育訓練研修会への参加
- ・バリアフリー推進勉強会への参加。



出前講座の様子

【神戸新交通株式会社の取り組み】

- ・サービス介助士の資格取得（運輸課員 43 名が取得済み（令和 7 年 9 月末））。
- ・接客スキル向上研修を実施。

【神戸市交通局の取り組み】

- ・交通サポートマネージャー研修の受講。



研修の様子 1



研修の様子 2

② バス事業者

- ・各事業者において、移動円滑化基準適合車の導入と、乗務員への教育活動が継続して実施されています。

バス事業者の取り組み状況

分類	実施事業	進捗状況
市営バス	移動円滑化基準適合車※の導入	継続
	バス停留所の視覚障害者誘導用ブロックの整備	継続
	指導員研修におけるバリアフリー教育の実施	継続
民間バス	移動円滑化基準適合車※の導入	継続
	乗務員へのバリアフリー教育の継続実施	継続
	バリアフリー教室の実施	継続
	バリアフリー推進会議への参画	継続

※ノンステップバス・ワンステップバス

【市営バスの取り組み】

- ・移動円滑化基準適合車の導入状況（ノンステップバス導入）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
21両新規導入	24両新規導入	22両新規導入

- ・バス停留所の視覚障害者誘導用ブロックの整備（新設及び移設）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2箇所	2箇所	3箇所

- ・視覚障害者誘導用ブロックへの啓発

「点字ブロックの上に並ばない、荷物を置かない」ことを呼びかけるため、主要な停留所にポスター掲示を行っている。

取り組みの深化を図るため、建設事務所と連携して点字ブロック上に啓発表記を追記している。



啓発表記の例

- ・新規採用職員研修におけるバリアフリー教育の実施
車いす実車を用いて応対介助の研修
心のバリアフリーについて接遇研修

【民間バスの取り組み】

- ・移動円滑化基準適合車の導入状況（兵庫県下の乗合バス）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
72.0%	73.0%	83.3%

- ・乗務員等へのバリアフリー研修の実施
各事業者が実施している乗務員等への研修の際に、「バリアフリー研修」を実施。

- ・バリアフリー教室の実施
神戸運輸監理部主催のバリアフリー教室に事業者とともに参画し乗合バス車両を活用した体験学習を実施。

- ・バリアフリー推進会議への参画（近畿運輸局主催）
会員への情報共有を実施。



体験学習の様子

③ タクシー事業者

- ・各事業者において、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入と、運転手等への教育活動が継続して実施されています。

タクシー事業者の取り組み状況

分類	実施事業	進捗状況
タクシー	福祉タクシーの導入	継続
	タクシーバリアフリー研修の実施	継続
	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進	継続

【取り組みの詳細】

- ・運転者講習の実施
講習中で高齢者や身体障がい者へのバリアフリー対応についても教育している。

令和4年度	令和5年度	令和6年度
32回実施	32回実施	30回実施

- ・ユニバーサルドライバー研修の実施

- ・ユニバーサルドライバー研修講師養成講座の受講促進



ユニバーサルドライバー研修の様子

- ・福祉タクシー、ユニバーサルタクシーの導入
国土交通省、神戸市の補助制度を事業者が活用しやすいよう適切に周知案内を行っている。

④ 信号機等

- ・交差点における各種の取り組みが継続して実施されています。

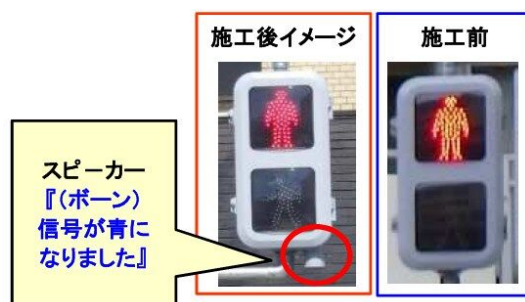
信号機等の取り組み状況

分類	実施事業	進捗状況
信号機等	音響式信号機等の設置	継続
	道路標示・道路標識の設置	継続
	既存信号のLED化	継続
	違法駐輪車両の取締り及び防止のための広報・啓発	継続

【取り組みの詳細】

- ・音響式歩行者誘導付加装置の整備
歩行者用信号灯器の青信号と連動し、『信号が青になりました。』と音声で横断歩行者に対して歩行者用青信号の開始を知らせ、視覚障がい者等の歩行者の安全を確保できるもの。

音響式歩行者誘導付加装置の設置イメージ

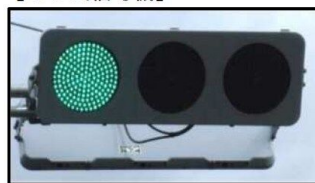


- ・既設信号のLED化
令和4年度までは、年間2,500灯をめどに整備。令和5年度以降は年度平均約6,400灯を整備することとしている。(対象は県下全域)

【電球式信号機】



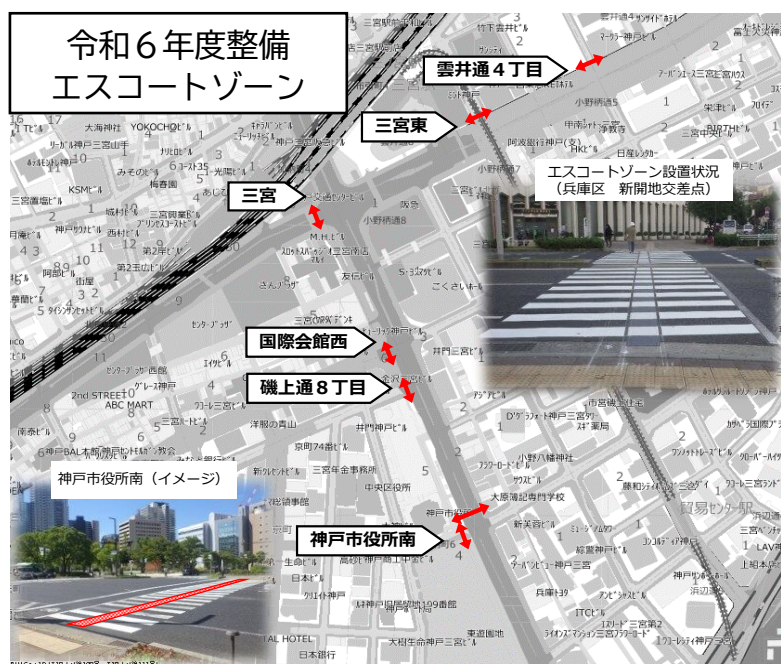
【LED式信号機】



LED式信号機への改善例

- ・道路標示・道路標識の設置
エスコートゾーンの整備を推進。

- ・違法駐輪車両対策
警察署ごとの駐車監視員活動ガイドラインを定めて、二輪車を含めた駐車違反車両の重点的な取締りを実施。自転車については兵庫県警察自転車対策総合計画を毎年定め「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき良好な自転車交通秩序の実現に向けた取り組みを行っている。



令和6年度整備のエスコートゾーン

3) 心のバリアフリーに関する取り組み実績

① 参加・経験を通じたバリアフリー、介助等に関する理解を深めるための心のバリアフリー教育

・UD出前授業（こうべ市民福祉振興協会）

小学校の「総合学習の時間」を活用し、市民サポーター講師によるユニバーサルデザインを学ぶ授業を実施しました。

対象	神戸市内小学校 4年生・5年生		
内容	基本の講義 : UDについて理解 UDグッズ体験 : UDグッズに触り、気づきや感想を求める こころのUD : 優しい気持ちが大切であることに気づいてもらう 計 90 分		
実施年	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施校数	20 校	25 校	57 校



・みち・みず・みどりの学校（建設局）

市内の小学校を対象として、「みんなで守り育てるみち」を実現するために、子どもたちや保護者と建設局の職員が一緒になって、自分たちの住む身近な「まち」や「みち（道路）、みず（河川、下水道）、みどり（公園）」といった社会基盤について勉強しました。

同取り組みは、平成 15 年度より、毎年約 20～30 の小学校で実施しており、講義や体験学習では、車いす体験やアイマスクを使用した視覚障がい者体験、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方、身近なまちの様々な工夫等を学びます。



車いす体験の様子



出前授業の様子

・福祉体験学習（教育委員会）

「福祉教育の充実」について重点推進校を定め、各小学校において総合的な学習の時間などを活用し、福祉体験学習を行いました。

福祉体験学習では、社会福祉協議会や NPO 及びボランティア団体などと連携し、体験学習などの実践を通して、福祉についての正しい理解を深め、高齢者や障がい者などに対する思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図りました。



図：令和5年度実施例「世界パラ陸上応援隊（花谷小学校）」

・福祉体験イベント（交通局）

市バス運輸サービスにおいて、小学生や幼稚園を落合営業所に招待し、車いすを使用した乗車体験等を実施し、市バスの利用方法や乗車の際のルールやマナーを理解してもらう取り組みを実施しています。

・心のバリアフリー研修（福祉局）

様々な障がい特性に関する理解を深め、応対時の配慮や法律の趣旨などを学ぶことを目的とした市民・事業者向けの講座や、市職員に対する通知・研修等をおこなっています。

I. 市民・事業者向けの講座

- ・出前トーク：市の職員が地域に出向いて市政を分かりやすく伝え、意見を聞かせていただく「出前トーク」に「障害者差別解消法 よく聞くけどくわしく教えて」をメニュー化し、実施しました。
- ・見て知る盲導犬出張講座：視覚障がい者と盲導犬に対する理解を促進するため、市内の小中学校にて出張講座を開催しました。
- ・障がいサポーター養成講座：「ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動（以下、愛の輪運動）」と連携し、困っている障がい者を見かけたときに、すすんで声かけを行い、ちょっとした手助けができるようになるための講座を学校・企業などに実施しました。
- ・中学生に対する障害者差別解消法及びバリアフリーの研修：市内の学生企業や教育委員会と連携し、市内中学校において障害者差別解消法及びバリアフリーに関する体験学習を実施しました。



II. 市職員に対する通知・研修

- ・階層別職員研修（新規採用、課長・係長・4級昇任時）
- ・福祉局新任職員研修
- ・区役所障害福祉事務担当者新任研修
- ・職員人権シート研修
- ・公共建築物の改修等に必要なバリアフリー対応研修



公共建築物の改修等に必要な
バリアフリー対応研修の様子

・「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集、表彰（福祉局）

障がいのある人となない人との交流体験等をテーマにした「心の輪を広げる体験作文」を募集し、障がい者理解の促進を図っています。

また、福祉に関する理解や関心を高めることを目的とし、社会福祉協議会が愛の輪運動の一環として行っている「愛の輪ポスター募集事業」と連携を行い、「障害者週間のポスター」を募集しています。

小学生の部



中学生の部



令和6年度「障害者週間のポスター」入賞作品

・手話を学べる動画の配信（福祉局）

「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話への理解の促進・普及を図るため、手話を学ぶことができる動画を制作し、市ホームページに配信しています。

動画は1本あたり約10分程度で、「観光編」や「防災編」など親しみやすいテーマで作成をしています。



公開中の手話動画の一コマ

・手話啓発講座（福祉局）

市民グループが自主的に開催する講座に、ろう講師と聞こえる講師を一組として派遣する出前講座方式により、こどもを含む市民を対象とした聴覚障がいの理解のための啓発講座を開催しています。

実施年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施団体	27 団体	13 団体	14 団体
受講者数	805 人	494 人	377 人

② マナー意識向上に関する取り組み

・駐輪場における駐輪サポート

（高齢者、障がい者優先エリア・ママフレエリアの設置）（建設局）

市営駐輪場において、これまで実施してきた幅広の駐輪区画（幅 0.8m）である高齢者・障がい者優先エリア、ママフレエリアを「おもいやりゾーン」の名称へ統一し、更なる区画整備や掲示物の案内を図っています。また、令和6年時点で、市内 51 か所の駐輪場に「おもいやりゾーン」を設置しています。



おもいやりゾーン



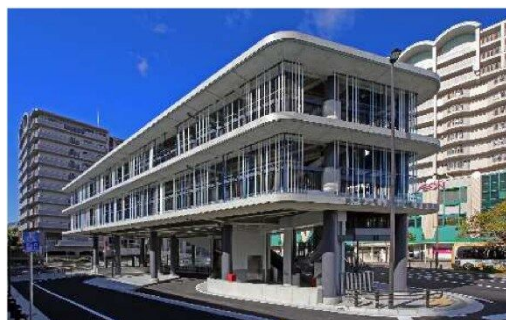
掲示物の例

・放置自転車対策（建設局）

本市では、放置自転車対策として、市営駐輪場の管理運営（整備拡充）、放置自転車等の撤去を実施しています。また、市内 55 駅周辺に自転車等放置禁止区域を指定し、区域内においては即日の撤去、その他の区域においては放置から7日間経過後に撤去しています。



放置自転車の撤去



新規駐輪場の整備例
（垂水西 D 自転車駐車場（原付専用））

・兵庫ゆずりあい駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の普及啓発（福祉局）

本市ホームページ掲載や、各区役所、支所窓口等でのチラシの備付等、障がいのある方などのための駐車スペースの適正な利用促進を目的とする制度の普及啓発を実施しました。

項目	数量	備考
利用証交付実績	5,926 件	平成 29 年～令和 6 年 3 月末
市内協力駐車場	214 か所	令和 6 年 11 月時点



駐車区画案内表示例



利用証

③ バリアフリー関連情報の発信

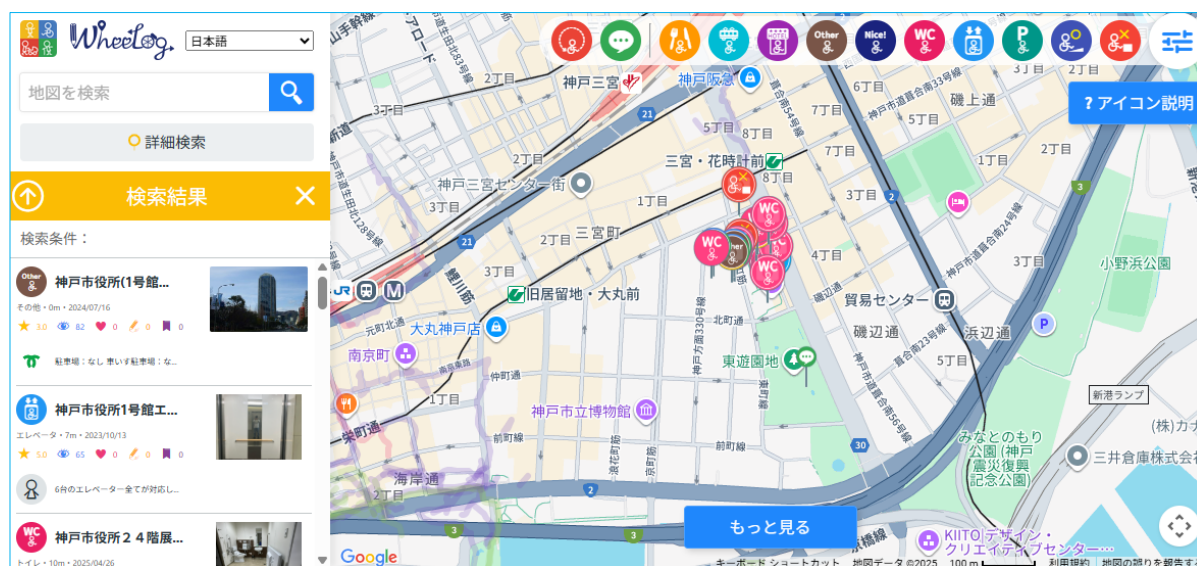
・神戸市、各事業主のホームページ等へのバリアフリー情報の掲載

市ホームページにおいて、市民の皆様が利用する市の公共施設について、バリアフリー情報（エレベーター、トイレの設置状況など）や、その他基本情報（所在地、地図へのリンクなど）を掲載しています。

また、令和6年に、特定非営利活動法人ウィーログと連携し、「神戸市×WheelLog!」バリアフリーマップを公開しました。

バリアフリー情報	
駐車場	
敷地内通路（建物前）	
建物の主な外部出入り口	
トイレ	    
誘導案内	  
昇降設備	  
観客席	
乳幼児コーナー	
その他	 

図：バリアフリー情報の掲載例



「神戸市×WheelLog!」バリアフリーマップ

地図データ：©2025 Google
BF 情報：©2017-2022 WheelLog

・「こうべ・だれでもトイレ」の情報発信（都市局）

本市では、車いす対応設備、オストメイト対応設備、大型多目的シートまたはベビーシートの3つの設備がそろっているトイレを「こうべ・だれでもトイレ」としてマップ情報を発信しています。

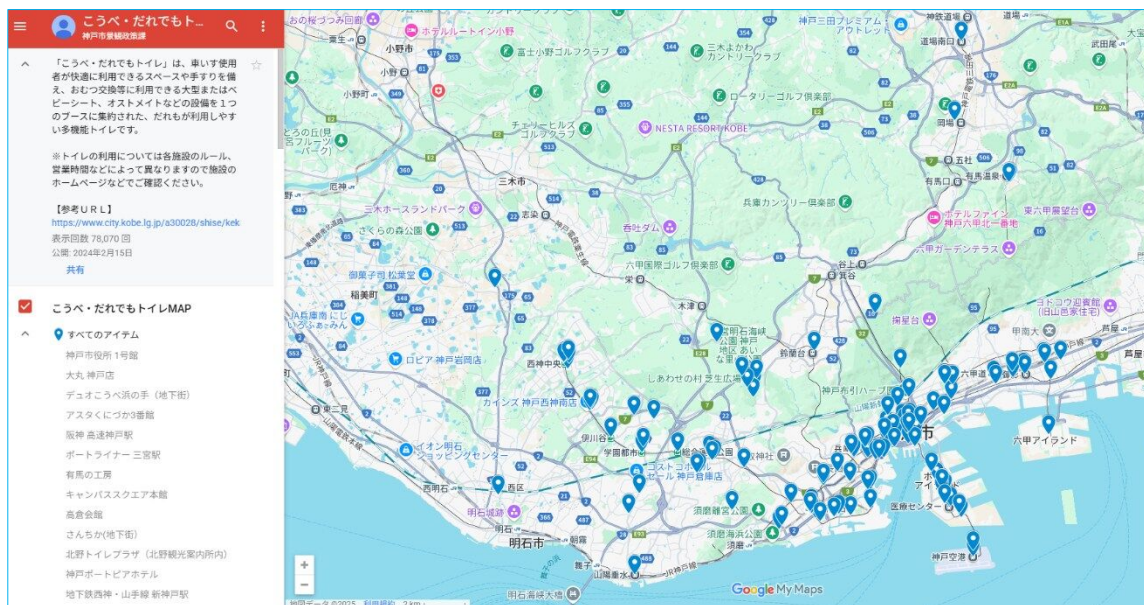
なお、国土交通省の『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』が令和3年に改正され、現在は「こうべ・だれでもトイレ」のような【機能集約型】でなく、【機能分散型や個別機能を備えたトイレ】が推奨されています。これを受け「こうべだれでもトイレ」の新規登録を停止し、登録情報掲載の「Wheel log!」への移行を進めています。



こうべ・だれでもトイレ例
(ファッションマート)



シンボルマーク



神戸市HP上で公開しているマップ

地図データ：©2025 Google

・障がい者に関するマーク等の利用の普及啓発（福祉局）

障がい者に配慮した施設であることや、配慮の必要な方へマナーと思いやりを持って対応していただくことを知らせるために、国際的に定められた各種のシンボルマーク、各団体等が独自に提唱している様々なマークや表示を普及啓発しています。

本市では、障がい者に関するマークの市ホームページへの掲載、「愛の輪運動」と連携した啓発講座で使用するテキストへの掲載、各種イベントやギャラリーでのパネル展示等、周知・啓発に取り組んでいます。

特に、援助が必要な方のためのマークである「ヘルプマーク」については、平成 29 年度から各区役所での配布を開始し、市総合インフォメーションセンター、障害者相談支援センター、障害者地域生活支援拠点、神戸市営地下鉄各駅、市バス・地下鉄お客様サービスコーナーと、配布場所を拡大してきました。令和 4 年度からは市民病院（中央市民病院・アイセンター病院・西市民病院・西神戸医療センター）での配布も開始しています。令和 6 年 11 月からは株式会社ダイエーと連携協定を締結し、大手食品スーパーとしては全国発となるヘルプマークの配布を開始しました。



福祉・健康フェアでのパネル展示

まちで見かける障がい者に関するマーク

マーク	概要（名称）
	【障害者のための国際シンボルマーク】 障がい者が利用する施設、施設から公共交通機関まであることを明確にするための、世界共通のシンボルマークです。国際バリアフリー化推進協議会が 1989 年にアメリカのダラスで開催された総会で採択し、マークの使用については国際バリアフリー化推進協議会の使用指針により定められています。このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を指し、使用されるものではありません。このマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いいたします。
	【青い障害者マーク】 駅構内などであることを理由に条件を付されている方が、その障がいがある乗客の乗降に影響を及ぼす恐れがある場合に、乗降する際に乗客を優先して乗降した場合は、乗降交通違反により罰せられます。
	【黄緑色障害者マーク】 障がい者であることを理由に条件を付されている方が、その障がいがある乗客の乗降に影響を及ぼす恐れがある場合に、乗降する際に乗客を優先して乗降した場合は、乗降交通違反により罰せられます。
	【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人連合が 1964 年 10 月にサンフランシスコで開催された設立総会で採択したものです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに配慮した乗降、移動、乗降などに付けられています。乗降や乗降点手帳、乗降など、乗降にまつマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いいたします。
	【直マーカー】 駅構内などであることを理由に条件を付されている方が、その障がいがある乗客の乗降に影響を及ぼす恐れがある場合に、乗降する際に乗客を優先して乗降した場合は、乗降交通違反により罰せられます。
	【障がい者マーク】 障がい者であることを理由に条件を付されている方が、その障がいがある乗客の乗降に影響を及ぼす恐れがある場合に、乗降する際に乗客を優先して乗降した場合は、乗降交通違反により罰せられます。

障がいサポーター養成講座
テキスト（一部抜粋）

・市民に対するポスターによる啓発

令和 3 年 2 月より、こころのバリアフリー浸透のため、交通局と福祉局による共同事業で、民間公共交通事業者の協力のもと障がいへの理解を進める啓発ポスターを掲載しています。また、令和 4 年度からは医療機関（病院・診療所・薬局等）でも同様の啓発ポスターを掲載しています。



ポスターの内容

(3) 事業が完了した重点整備地区について

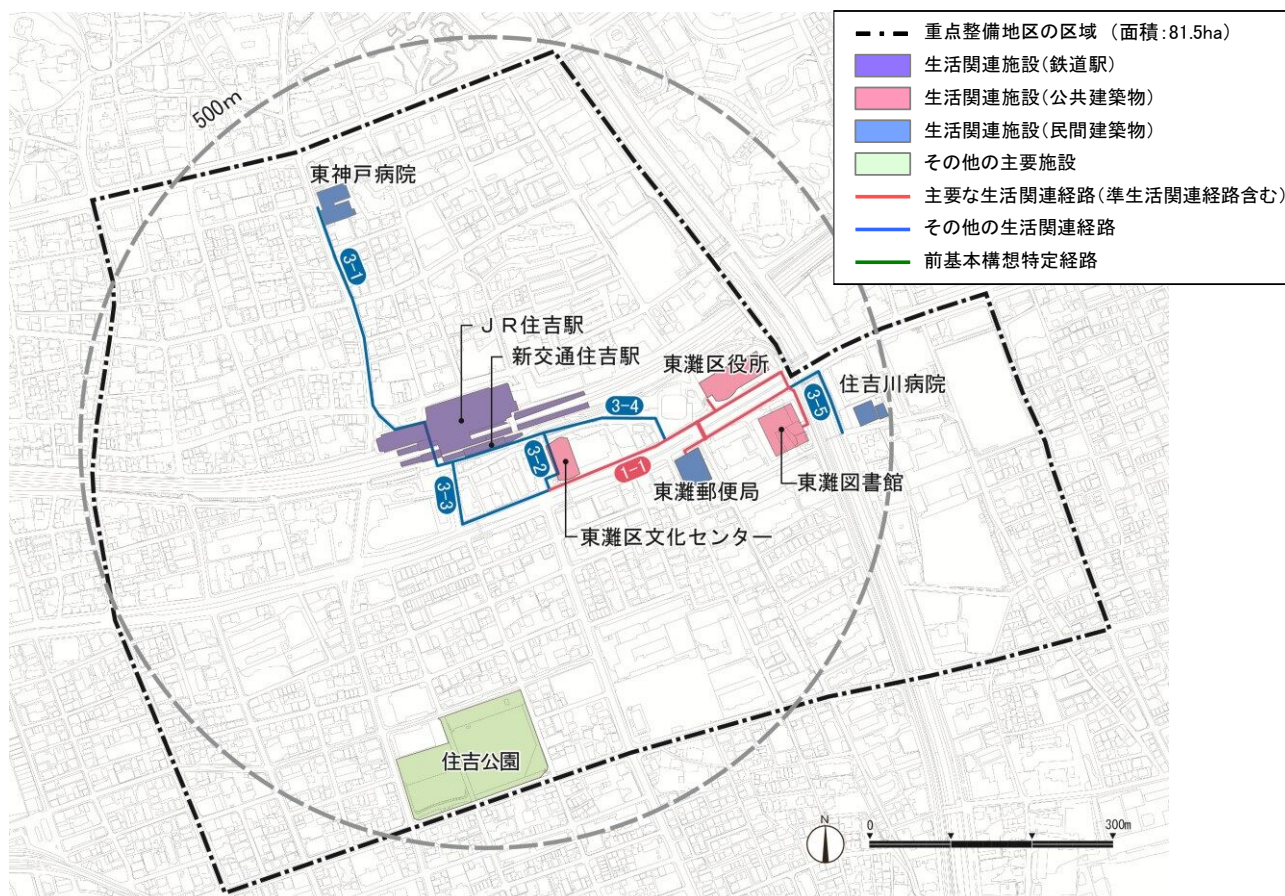
過去の基本構想で設定した重点整備地区についても、施設や経路のバリアフリー化を実施してきました。これらの地区では、計画していた事業がおおむね完了したことから、整備完了地区として新たな事業設定は行いません。

しかし、引き続き重点整備地区とし、施設や経路の改修・再整備の際には、神戸市バリアフリー基本構想に基づく整備が必要となります。

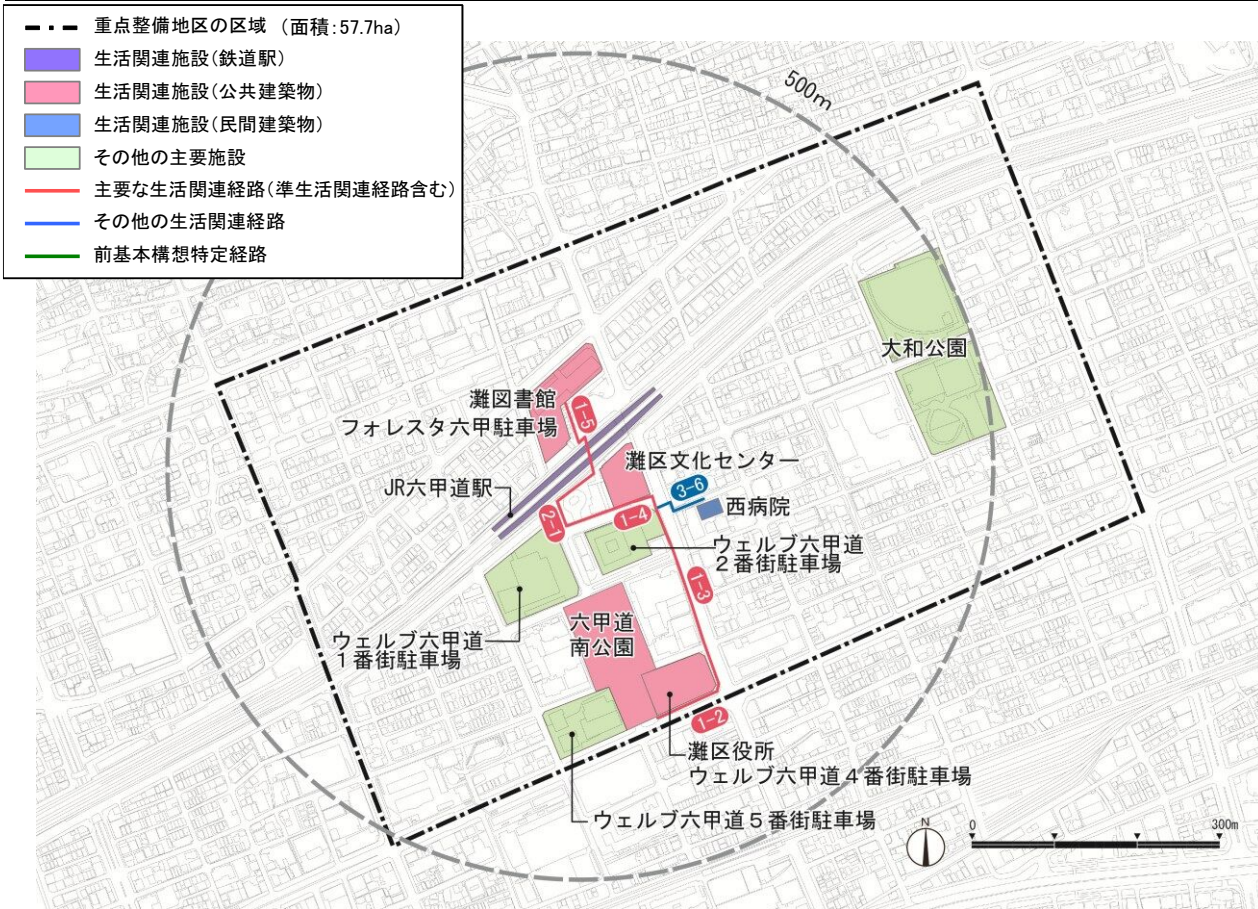
重点整備地区	区	中心とする駅	完了地区
住吉地区	東灘区	JR 住吉駅、新交通住吉駅	○
六甲道地区	灘 区	JR 六甲道駅	○
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅	-
湊川地区	兵庫区	神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅	○
鈴蘭台地区	北 区	神戸電鉄鈴蘭台駅	○
長田地区	長田区	神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅	○
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅	○
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅	-
西神中央地区	西 区	地下鉄西神中央駅	-

※神戸市バリアフリー基本構想（第1期基本構想・平成24年3月策定）

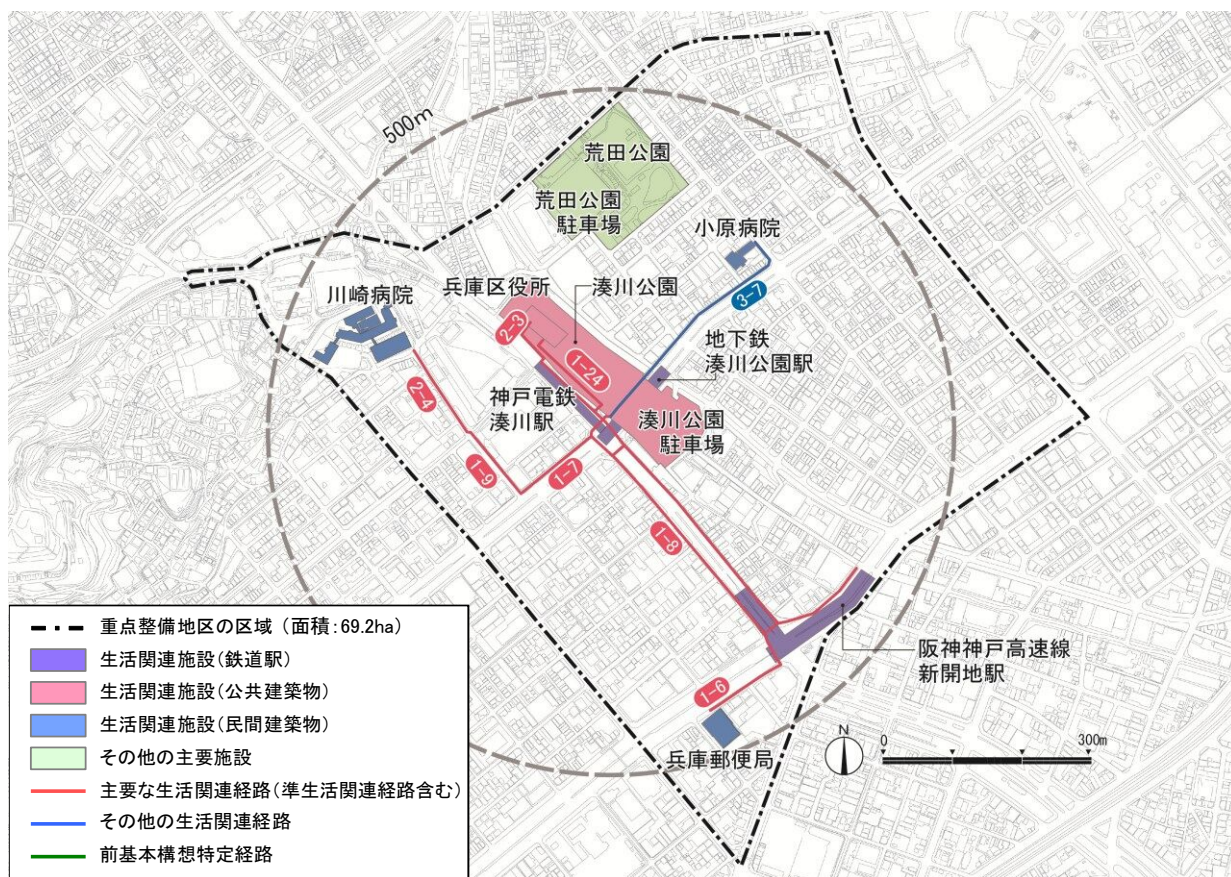
住吉地区



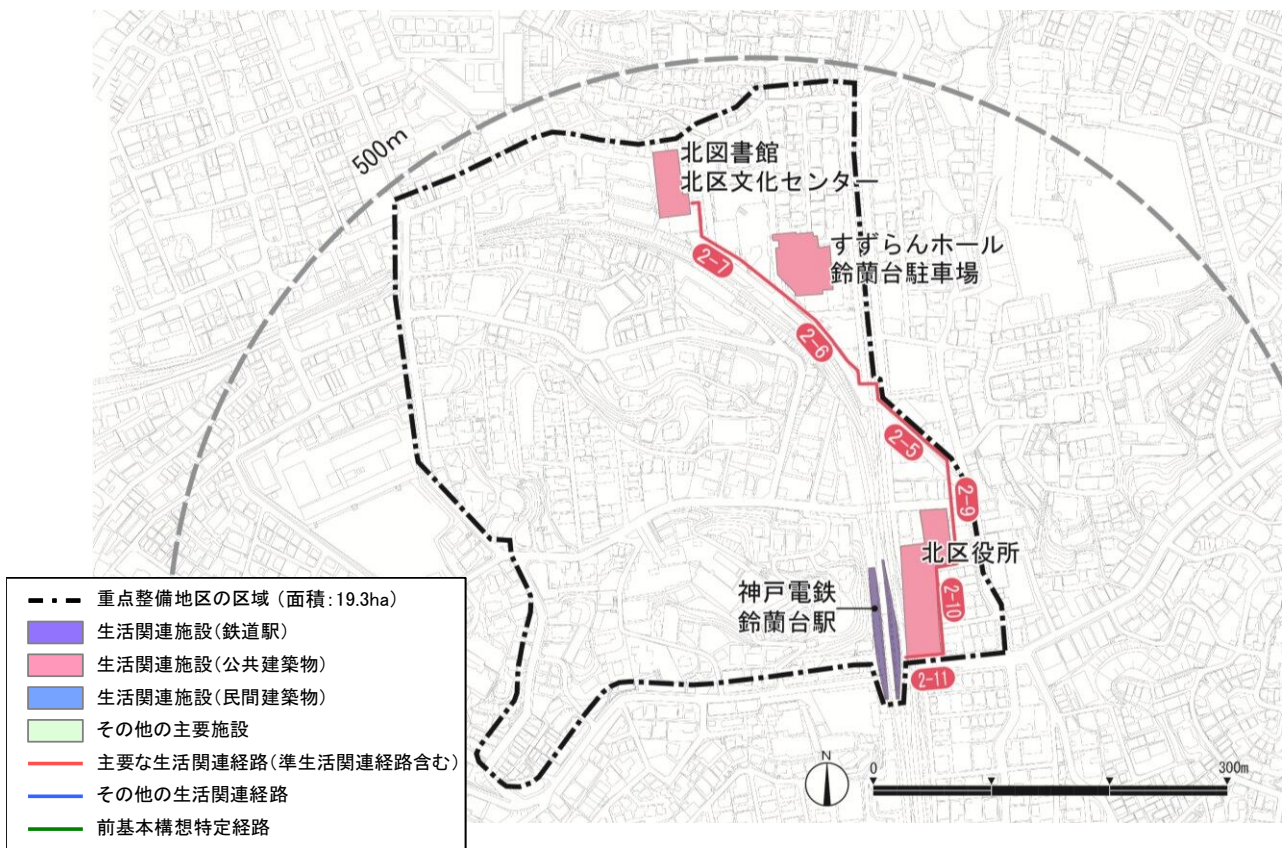
六甲道地区



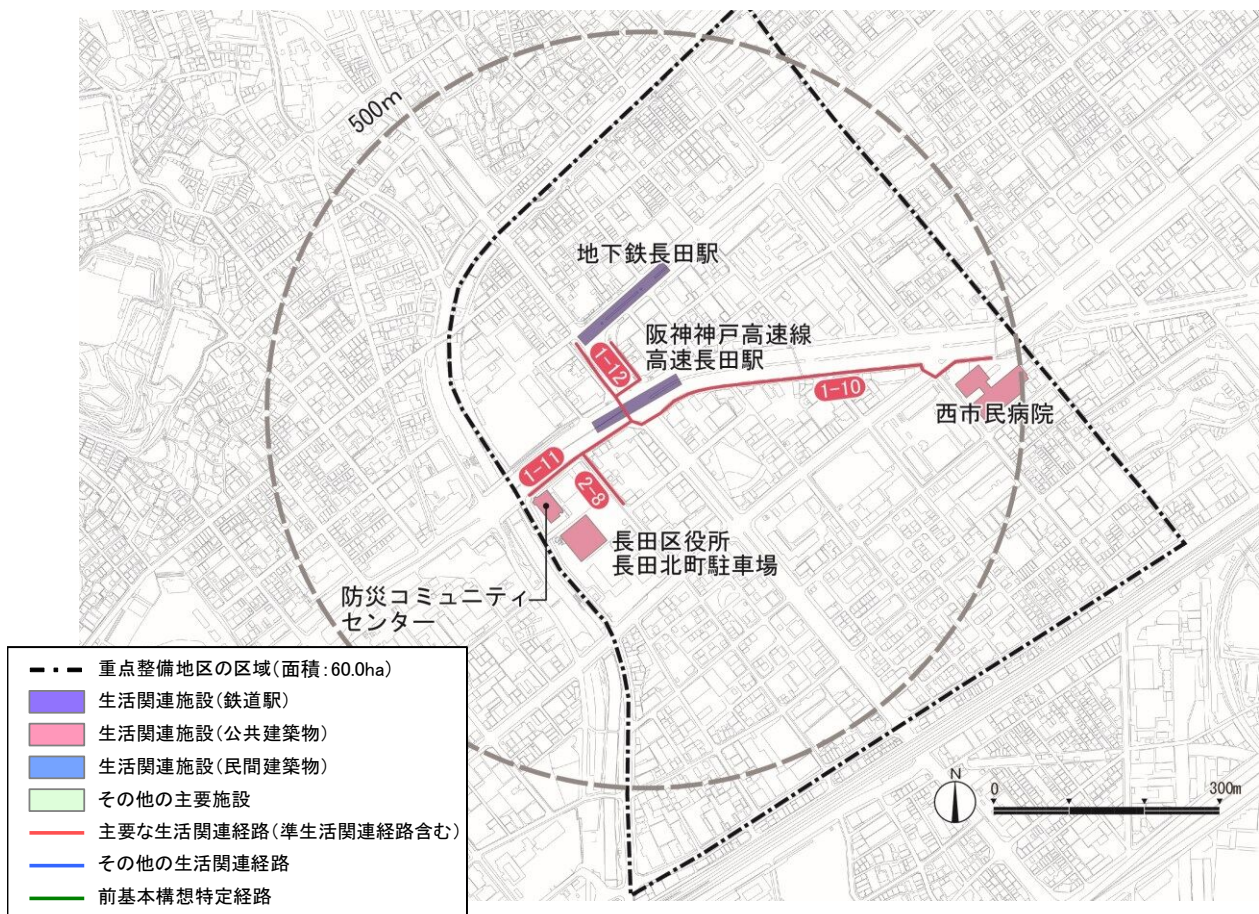
湊川地区



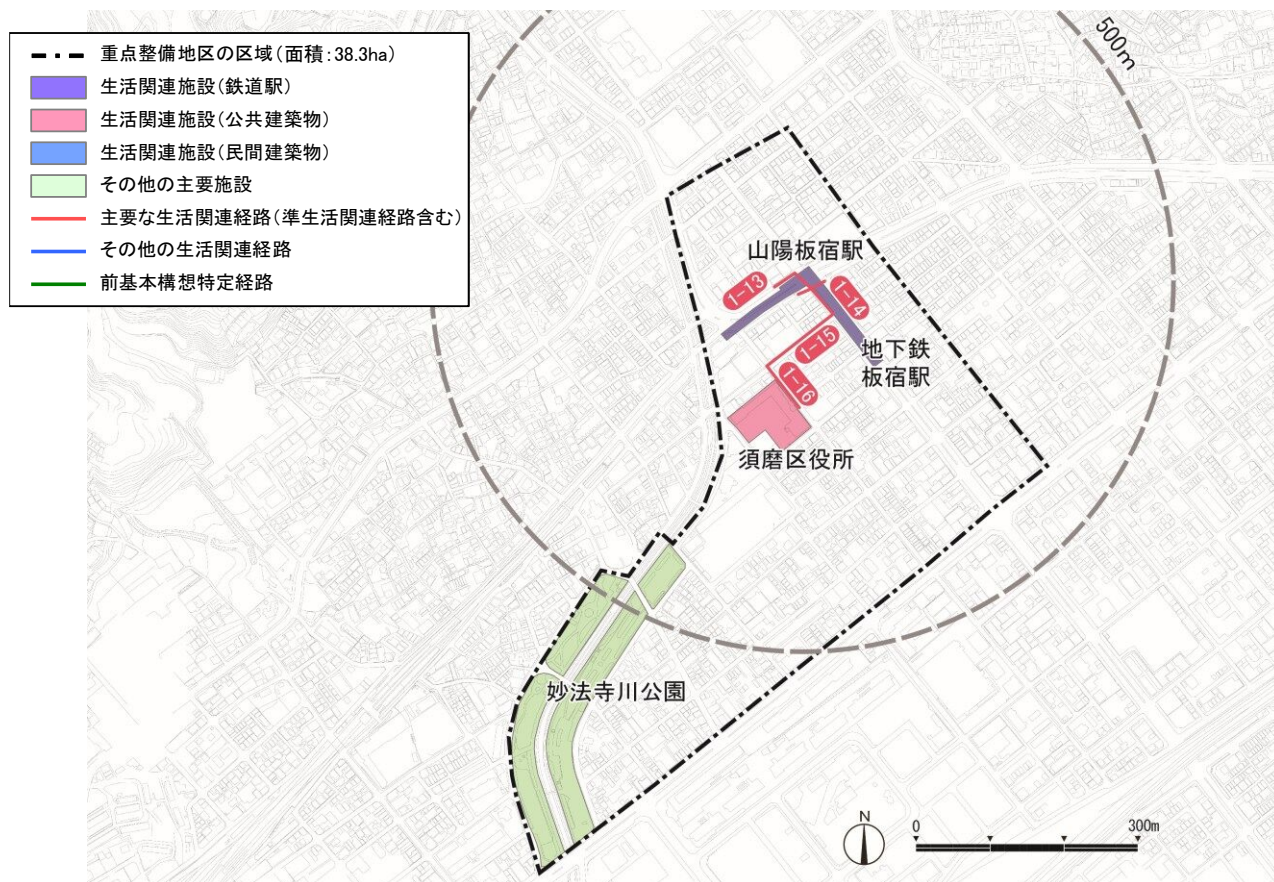
鈴蘭台地区



長田地区



板宿地区



3. まとめ

(1) これまでの取り組みの総括

第2期神戸市バリアフリー基本構想では、重点整備地区を中心に生活関連施設および生活関連経路の面的かつ一体的なバリアフリー化を進めてきました。特に重点整備地区における取り組みは、主要な施設の新築・移転にあわせた整備や、歩道・案内施設の整備など、42事業を設定し、うち39事業が完了見込みとなっています。

あわせて、心のバリアフリーを目的とした教育・啓発事業や情報提供の充実など、ソフト施策についても着実に進展が見られました。とりわけ、学校教育や市民啓発活動と連携した取り組みは、バリアフリーに対する市民理解の向上に寄与しています。

一方で、残る3事業については引き続きの実施が必要であり、基本構想の目標達成に向けて、継続的な取り組みが求められます。また、心のバリアフリーに関する事業については、更なる推進に向けて、継続的な取り組みの展開が今後も重要となります。

重点整備地区における取り組み	全市的な取り組み
✓ 旅客施設のバリアフリー化 (ホーム柵設置) ✓ 建築物のバリアフリー化 ✓ 都市公園のバリアフリー化 ✓ 道路等のバリアフリー化 (点字ブロック整備、歩道拡幅等) 地区ごとの集中的・一体的な 取り組みの実施	✓ 職員研修(公共交通事業者) ✓ バリアフリー車両の導入 (路線バス・タクシー) ✓ 信号機の改善 ✓ 放置自転車対策 ✓ 心のバリアフリー教育 ✓ マナー意識向上に関する取り組み ✓ バリアフリー関連情報の発信
39/42 事業完了見込	継続した取り組み の実施を確認

図：取り組み事業の実施状況

(2) バリアフリー化に関する社会的動向

近年、国におけるバリアフリー施策は、「共生社会の実現」や「心のバリアフリーの推進」を中心的な理念として、制度的にも整備が進められています。平成30年・令和2年のバリアフリー法改正では、理念規定に「社会的障壁の除去」が明記されるなど、ハード整備に加え、ソフト面の取り組みの重要性が一層高まっています。

また、令和7年には、改正バリアフリー法施行令が施行され、建築物における車椅子使用者用トイレの各階への設置の原則義務化や、駐車場、劇場等の客席におけるバリアフリー基準が強化されます。これにより、不特定多数の人が利用する施設のさらなる利便性向上が期待されます。

こうした中、国土交通省は2026年度から2030年度までの5年間を対象とする新たな「第4次バリアフリー整備目標」(次頁に参考資料掲載)を公表しました。この目標では、これまでの取り組みを継続・深化させるとともに、自治体が策定する基本構想のスパイラルアップ(継続的な見直し・改善)を促し、地域の実情に応じた切れ目のないバリアフリー化を推進する方針が示されています。

参考：国土交通省「第4次バリアフリー整備目標」の概要

目標			数値目標	目標設定の区分
鉄軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差解消、障害者用トイレ等	原則100%	継続
		障害者対応型券売機 幅広改札口	原則100%	新規
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数 ※カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数		4,000番線 (900番線)	拡大
	プラットフォームと車両の段差・隙間を縮小している番線数		4,000番線	新規
	鉄軌道車両におけるバリアフリー化率		約80%	拡大
バス	2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率（3,000人/日以上から規模引き下げ）	段差解消、障害者用トイレ等	原則100%	拡大
		ノンステップバス 等	(約90%)	拡大
	貸切バス車両におけるバリアフリー化率		約2,100台	継続
タクシー	福祉タクシー車両におけるバリアフリー化率		約90,000台	継続
		ユニバーサルデザインタクシーの割合	100%	継続
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化率		約77%	拡大
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場、便所	約70%	継続
		駐車場	約60%	継続
路外駐車場	特定路外駐車場におけるバリアフリー化率 ※令和7年6月施行の新たな基準への適合状況を踏まえて目標設定		約35%	拡大
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率		約70%	拡大
	2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合		原則 100%	新規
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率		原則 100%	継続
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率		原則 100%	継続
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		約350自治体	継続
	移動等円滑化基本構想の作成		約450自治体	継続
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合		約60%	新規
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 「障害の社会モデル」の理解度		約60%	拡大
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合 障害のある人へ支援をしようとする人の割合		原則 100%	継続
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合		原則 100%	新規

※旅客船、空港については省略

目標設定の区分について

新規 : 新規設定された目標を示す

拡大 : 数値目標や対象範囲が拡大された目標を示す

継続 : 数値目標の変更がない目標を示す

国土交通省資料「バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】」
をもとに神戸市編集（各部要約・目標設定の区分追記）

(3) 次期神戸市バリアフリー基本構想の策定に向けて

神戸市では、平成4年度から国や他都市に先駆けて補助制度を設け、鉄道駅舎のバリアフリー化を推進してきました。その効果もあり、令和4年度には、1日平均乗降客数

3,000人以上の駅のバリアフリー化率は100%となりました。このように、本基本構想の取り組みは、重点整備地区だけでなく、全市的な広がりを見せており、一定の効果があったと考えます。

また本報告書で検証した成果を踏まえ、次期基本構想の策定に向けて、以下の方向性で検討を進めることが重要です。

I. 切れ目のない継続的な施設整備の推進

第2期基本構想で「未着手」「実施中」となっている事業を着実に完了させるとともに、これまでの重点整備地区で残された課題や施設の老朽化等を踏まえ、新たなバリアフリー整備の必要性を検討します。また、都心・三宮の再整備をはじめとする大規模なまちづくり事業と緊密に連携し、より質の高い面的・一体的なバリアフリー環境を創出していく必要があります。

II. 「心のバリアフリー」のさらなる推進

バリアフリー法が理念に掲げる「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を本市において具現化するためには、「心のバリアフリー」の取り組みをさらに強化することが不可欠です。これまでの出前授業や研修を継続・拡充するとともに、多様な市民や事業者が「自分ごと」として捉え、自発的な行動につながるような、より効果的な啓発手法を検討します。

III. 情報アクセシビリティの向上

誰もが自分に必要な情報に容易にアクセスし、安心して外出できる環境を整えるため、デジタル技術の活用を一層推進します。令和6年度に連携を開始したバリアフリーマップ「WheelLog!」をはじめ、多様なツールを活用し、リアルタイムで分かりやすい情報提供の仕組みを構築・発信していくことが求められます。

IV. 当事者参画の推進

当事者にとって使いやすい施設とするためには、工事着工前に当事者意見を反映する仕組みを組み込む必要があります。このため、今後とも基本構想に定めた事業内容は「神戸市バリアフリー推進会議」で定期的に情報共有し、意見の聴き取りを行うことが重要です。さらに、必要に応じて兵庫県のチェック&アドバイス制度を活用することを検討し、施設をより使いやすいものとするために、当事者参画を推進していく必要があります。

本構想の計画期間満了後も、「ひとにやさしいまちづくり・ひとがやさしいまちづくり」の実現に向けて、これらの視点に基づき、バリアフリー施策を展開していきます。

「第2期神戸市バリアフリー基本構想」検証等実施報告書

令和7（2025）年 10月発行

編集・発行 神戸市 福祉局 障害福祉課
〒650-8570
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

